

# 令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テスト受験案内

大阪府教育委員会

大阪府内の公立学校\*教員の採用選考を実施します。

\*大阪市立、堺市立、豊中市立、池田市立、箕面市立、豊能町立、能勢町立の学校及び大阪府立水都国際中学校・高等学校を除きます。また、東大阪  
市教育委員会及び岸和田市教育委員会の市立高等学校教員（全日制）の採用選考も兼ねています。

求  
め  
る  
人  
物  
像

豊かな  
人間性

- ・人権意識を持ち、他者を思いやることができる人
- ・子どもの悩みや思いを共感的に受け止め、信頼関係を構築することができる人

実践的な  
専門性

- ・学校教育を取り巻く環境の変化に対応し、学び続けることができる人
- ・教科や教職に関する専門的知識を備え、子どもの可能性を伸ばす実践的指導力がある人

高い  
社会性

- ・チームの一員として組織的・協働的に課題に取り組む姿勢を持つ人
- ・他の教職員や保護者、地域の人々と良好な人間関係を構築することができる人

## ■ 出願期間

**令和8年3月6日（金）10時～令和8年4月17日（金）18時**

※出願は電子申請（インターネット）で受け付けます（詳細はP.20参照）。



## 主な変更点

免許状要件の緩和 【P.4～5参照】

支援学校 自立活動（肢体不自由教育）の出願に必要な免許状に「特別免許状の取得を前提とする者」を追加します。

加点の変更 【P.9及びP.16参照】

加点区分「L；日本語指導資格所有者」における、第1次選考の得点への加点を「10点」から「20点」に変更します。

さまざまな出願・加点制度があります！

選考区分	出願区分	資格要件 記載ページ	第1次選考	第2次選考		
			筆答	筆答	実技*3	面接
一般 選考	I 一般対象者（加点区分A～L）*1	P.11～16	○			
	II 大学等推薦者	P.16	免除	○	○	○
	III 常勤講師等経験者	P.17	免除			
	IV 大学3年生等選考通過者（R8テストの選考通過者のみ）	P.17	前年度通過			
特別 選考	障がい者対象の選考*2	P.18	免除	○	○	○
	現職教諭対象の選考	P.18	免除	免除	免除	○
大学3年生等を対象とした選考		P.19	○	（R10テストで受験）		

\*1 〈I 一般対象者〉では、社会人経験者や英語資格所有者、日本語指導資格所有者など、11種類の加点区分（A～L）があります。

\*2 【障がい者対象の選考】では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のうち、障がい者手帳等の交付を受けている方を対象に特別選考を実施しており、資格要件を満たす方は第1次選考（筆答テスト）が免除されます。また、受験に際しての合理的配慮を行っています。詳しくは関係ページ（P.18及びP.21）をご覧ください。

\*3 実技テストの対象教科は「音楽」「美術」「書道」「保健体育」「英語」です。

## < 同時募集 >

### 理数エキスパート教員

高度な理数教育に取り組む「理数エキスパート教員」の選考を新たに実施します！（教員免許状がなくても受験可能です。）

受験資格や募集要項などの詳細は、ホームページでご確認ください。



大阪府 理数エキスパート教員

検索

### 英語エキスパート教員

高い英語運用能力と指導力を備える「英語エキスパート教員」の選考を実施します！（教員免許状がなくても受験可能です。）

受験資格や募集要項などの詳細は、ホームページでご確認ください。



大阪府 英語エキスパート教員

検索

### 離職者再採用制度

退職理由を問わず、府内公立学校で教員等として一定の経験を積んだ後に離職した方を対象とした、再採用制度を実施します！3月にホームページで募集要項などを公表し、4月から募集を開始します。



大阪府 離職者再採用

検索

## 選考日程

<b>3月6日（金）10時～4月17日（金）18時</b>
出願期間



### 第1次選考

<b>6月13日（土）</b>	予備日：6月14日（日）
筆答テスト	
<b>6月26日（金）（予定）</b>	
結果発表	



### 第2次選考

<b>6月下旬 ～9月上旬</b> 上記のうち指定する1日	<b>8月8日（土）</b> 予備日：8月9日（日） ・筆答テスト（教科等専門） ・実技テスト（英語・音楽）
	<b>8月19日（水）</b> 予備日：8月30日（日） 実技テスト（保健体育）
面接テスト （個人面接 ＋ 模擬授業）	<b>8月23日（日）</b> 予備日：8月30日（日） 実技テスト（美術・書道・保健体育）
	<b>9月25日（金）（予定）</b>
結果発表	

#### <留意事項>

- ・災害発生等により、当初予定していた日程等に変更が生じる場合がありますので、P.32 記載の大阪府公立学校教員ポータルサイトを随時確認してください。
- ・予備日は、交通途絶時や非常災害時等にやむを得ず選考日程を変更する場合の日程です。いかなる理由があっても、受験者からの申し出による日時・集合時刻・選考会場の変更は認めません。

## 目次

1	選考校種等・教科（科目）及び採用予定数	P. 4
2	受験資格	P. 8
3	選考方法等	P. 9
	＜選考区分別の選考テスト＞	P. 9
	＜加点区分（経験や資格等による加点）＞	P. 9
	＜その他の加点＞	
	① 特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点	P. 10
	② 小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点	P. 10
	【 一般選考 】	
	I 一般対象者	
	A ; B～L以外の者	P. 11
	B ; 社会人経験者	P. 11
	D ; 実習教員・寄宿舎指導員経験者	P. 11
	E ; 英語資格所有者	P. 12
	F ; 理科教育経験者	P. 14
	G ; 司書教諭資格所有者	P. 14
	H ; 看護師免許所有者	P. 14
	I ; 柔道整復師免許所有者	P. 15
	J ; 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士免許所有者	P. 15
	K ; 社会福祉士・公認心理師・臨床心理士資格所有者	P. 15
	L ; 日本語指導資格所有者	P. 16
	II 大学等推薦者	P. 16
	III 常勤講師等経験者	P. 17
	IV 大学3年生等選考通過者	P. 17
	【 特別選考 障がい者対象の選考 】	P. 18
	【 特別選考 現職教諭対象の選考 】	P. 18
	【 大学3年生等を対象とした選考 】	P. 19
4	出願方法等	P. 20
	(1) 出願方法について	P. 20
	(2) 出願手続きの注意事項	P. 21
5	受験に際して配慮が必要な場合	P. 21
6	受験票の交付	P. 22
7	選考の日時・内容及び携行品	P. 22
8	選考の基準等	P. 25
	(1) 第1次選考	P. 25
	(2) 第2次選考	P. 26
	(3) 配点	P. 27
9	選考結果の発表	P. 27
10	大学院への進（在）学者に対する採用保留制度について	P. 27
11	勤務条件等	P. 28
12	採用について	P. 29

1 選考校種等・教科（科目）及び採用予定数				
校種等	教科（科目）	出願に必要な免許状	採用予定数	
小学校		小学校教諭の普通免許状	700名 （うち「小中いきいき連携」30名）	
小中いきいき連携		次のすべての普通免許状 ・小学校教諭 ・中学校で募集を行ういずれかの教科の中学校教諭		
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中学校教諭の出願教科の普通免許状 ※「中学校技術」に限り、大阪府教育委員会が発行する「特別免許状」所持者及び取得を前提とする者を含む。*6	600名	
高等学校	国語、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、農業、工業（機械、電気、土木、工業化学、工業デザイン）、商業、英語、情報	高等学校教諭の出願教科の普通免許状	230名	
	地理歴史（日本史、世界史、地理）*1、 公民（政治経済、倫理）*1	次のすべての普通免許状 ・高等学校教諭の「地理歴史」 ・高等学校教諭の「公民」		
	家庭・福祉共通*2	次のすべての普通免許状 ・高等学校教諭の「家庭」 ・高等学校教諭の「福祉」		
支援学校	幼稚部・小学部 共通	次のすべての普通免許状 ・幼稚園教諭 ・小学校教諭 ・特別支援学校教諭	90名 （うち男性45名 女性45名）	
	小学部	次のすべての普通免許状 ・小学校教諭 ・特別支援学校教諭		
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	80名	
	高等部	国語、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、音楽、美術、保健体育、家庭、農業、工業（機械）、英語、情報	次のすべての普通免許状 ・高等学校教諭の出願教科 ・特別支援学校教諭*4	60名
		地理歴史（日本史、世界史、地理）*1、 公民（政治経済、倫理）*1	次のすべての普通免許状 ・高等学校教諭の「地理歴史」 ・高等学校教諭の「公民」 ・特別支援学校教諭*4	
		公民・福祉共通*3	次のすべての普通免許状 ・高等学校教諭の「公民」 ・高等学校教諭の「福祉」 ・特別支援学校教諭*4	
		自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭 （肢体不自由教育）の普通免許状*5 ※大阪府教育委員会が発行する「特別免許状」の取得を前提とする者を含む。*6	若干名
養護教諭		養護教諭の普通免許状	30名	
栄養教諭		栄養教諭の普通免許状	10名	
障がい者対象の選考（対象は上記のすべての校種等・教科（科目）。採用予定数は全体の数に含みます。）			30名	

（採用予定数は、各選考区分の合計です。今後、変更することがあります。）

- \*1 「地理歴史（日本史、世界史、地理）」及び「公民（政治経済、倫理）」は、教科（科目）別に募集しますが、採用された場合は、「地理歴史」と「公民」の両方の授業を担当します。
- \*2 「家庭・福祉共通」で採用された場合は、「家庭」と「福祉」の両方の授業を担当します。
- \*3 「公民・福祉共通」で採用された場合は、「公民」と「福祉」の両方の授業を担当します。
- \*4 「支援学校中学部（以下『中学部』という。）」又は「支援学校高等部（以下『高等部』という。）」の出願に必要な免許状について、出願時に特別支援学校教諭の普通免許状（以下「特別支援学校教諭免許状」という。）を所有していない場合でも受験することができます。ただし、特別支援学校教諭免許状を所有していない場合は、採用後3年以内に免許状取得に必要な科目の単位を修得したうえで、免許状を必ず取得してください（採用時に誓約書を提出していただきます。）。
- \*5 特別支援学校教諭の普通免許状とは異なる免許状です。

\*6 「特別免許状の取得を前提とした受験」について

中学校技術又は支援学校自立活動（肢体不自由教育）の出願者で中学校技術又は特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の教員免許状（臨時免許状を除く。）を有しない者であっても、大阪府教育委員会が発行する特別免許状の取得を前提として受験することができます。詳細は以下をご覧ください。

「特別免許状の取得を前提とした受験」について	
出願校種・教科	1. 中学校 技術 2. 支援学校 自立活動（肢体不自由教育）
出願区分	【一般選考】〈Ⅰ 一般対象者〉〈Ⅲ 常勤講師等経験者〉、【障がい者対象の選考】、【現職教諭対象の選考】
要件	<p><b>1. 中学校 技術の場合</b> 次の①から③の要件を満たしていること。 ① 中学校技術の教員免許状（臨時免許状を除く。）を有していないこと。 ② 令和9年3月31日までに大阪府教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、中学校技術の特別免許状の授与が見込まれること。 ③ (ア) 又は (イ) を満たしていること。 (ア) 令和8年3月31日までに、学校教育法第1条で定める学校において、常勤の教員として、中学校技術の教育課程内の授業を最低1学期間（概ね3か月）以上担当した実績があること。 (イ) 令和8年3月31日までに、法人格を有する民間企業又は官公庁等において正規職員として、3年以上（休職又は停職に相当する期間を除く。）の中学校技術に係る実務経験を有すること。</p> <p><b>2. 支援学校 自立活動（肢体不自由教育）の場合</b> 次の①から④の要件を満たしていること。 ① 特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の教員免許状（臨時免許状を除く。）を有していないこと。 ② 令和9年3月31日までに大阪府教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の特別免許状の授与が見込まれること。 ③ (ア) 又は (イ) を満たしていること。 (ア) 「理学療法士及び作業療法士法」に規定する理学療法士又は作業療法士の免許を受けていること。 (イ) 「言語聴覚士法」に規定する言語聴覚士の免許を受けていること。 ④ 令和8年3月31日までに、法人格を有する福祉施設等において、③に基づく専門職の正規職員として、3年以上（休職又は停職に相当する期間を除く。）の障がい児*に対する実務経験を有すること。 ※児童福祉法第4条第2項に規定する障害児</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府教育委員会では、教員採用選考テスト第2次選考の合格後、採用選考の内容を踏まえて、教育職員免許法の規定に従い特別免許状の申請手続きを行います。ただし、特別免許状を授与することが適切でないと判断され、特別免許状が授与できない場合は、合格により得た一切の資格を失います。</li> <li>・教育職員検定の出願に必要な書類や手続きについては、別途、第2次選考の合格者に対してお知らせします。なお、申請に関して検定料や郵送料などの費用が必要となります。</li> <li>・採用された場合、担任や分掌業務等、教員としての業務全般を担当することとなります。</li> </ul>
提出書類	<p><b>1. 中学校 技術の場合</b> ・第2次選考合格後、在職証明書を提出してください。</p> <p><b>2. 支援学校 自立活動（肢体不自由教育）の場合</b> ・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに<b>理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写し</b>を郵送してください（P.20参照）。 ・第2次選考の面接テスト受験日に<b>理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の原本</b>を提示してください。 ・第2次選考合格後、在職証明書を提出してください。</p>
特別免許状について	<p>・教育職員免許法第5条第1項各号（欠格条項）に該当する者には特別免許状を授与することができません。 ・特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定（教員採用選考テストのことではありません。）に合格した者に対して授与されるものです。普通免許状がすべての都道府県で効力を有するのに対して、特別免許状は授与された都道府県においてのみ効力を有します。この教育職員検定については、教育職員免許法の規定において次のように定められています。</p> <p><b>教育職員免許法（抜粋）</b> 第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一 18歳未満の者 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同程度の資格を有すると認めた者を除く。 三 拘禁刑以上の刑に処せられた者 四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p>

**【併願について】** 次の要件等を満たす場合、『小学校』、『中学校』、『中学部』、『高等学校』又は『高等部』出願者は、併願することができます（中学校技術の特別免許状の取得を前提として受験する者を除く。）。第2次選考において出願校種等・教科(科目)が不合格で、かつ、併願校種等・教科(科目)において合格者数が採用予定数に満たない場合のみ判定します(出願校種等・教科(科目)が合格の場合は併願校種等・教科(科目)では判定しません。)

① 『小中いきいき連携』併願

出 願 校 種	『小学校』
併 願 可 能 校 種	『小中いきいき連携』
選 考 区 分	【一般選考】、【障がい者対象の選考】
出 願 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校の両方の普通免許状（中学校の普通免許状については、『中学校』で募集を行う教科に限る。）を所有（見込みを含む。）していること。</li> <li>・【一般選考】&lt;II 大学等推薦者&gt;において、『小中いきいき連携』併願をする場合は、推薦する大学、大学院又は教職大学院（以下「大学等」という。）が小学校教諭及び中学校教諭の両方の免許状の課程認定を受けていること。</li> </ul>

② 『支援学校』併願 \*1 \*2

出 願 校 種	『中学校』	『中学部』	『高等学校』	『高等部』
併 願 可 能 校 種	『中学部』	『中学校』	『高等部』	『高等学校』
併 願 対 象 教 科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『中学校』と『中学部』・・・募集教科のすべてで『支援学校』併願ができます。</li> <li>・『高等学校』と『高等部』・・・「書道」「工業（電気・土木・工業化学・工業デザイン）」「商業」「家庭・福祉共通」「公民・福祉共通」を除くすべての教科（科目）で併願ができます。</li> </ul>			
選 考 区 分	【一般選考】、【障がい者対象の選考】			
出 願 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『中学部』又は『高等部』に併願合格した場合、特別支援学校教諭免許状を所有していない者は、採用後3年以内に免許状取得に必要な科目の単位を修得したうえで、当該免許状を必ず取得すること（採用時に誓約書を提出していただきます。）。</li> <li>・【一般選考】&lt;II 大学等推薦者&gt;については、大学等が特別支援学校教諭普通免許状の課程認定を受けていること。</li> </ul>			

③ 『中高』併願 \*1 \*2

出 願 校 種	『中学校』	『高等学校』	『中学部』	『高等部』
併 願 可 能 校 種	『高等学校』	『中学校』	『高等部』	『中学部』
併 願 対 象 教 科	「国語」「数学」「理科*3」「音楽」「美術」「技術・工業*4」「家庭」「英語」			
選 考 区 分	【一般選考】、【障がい者対象の選考】			
出 願 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校、高等学校の両方（同一教科(科目)*5）の普通免許状を所有（見込みを含む。）していること。</li> <li>・【一般選考】&lt;II 大学等推薦者&gt;において、『中高』併願をする場合は、大学等が中学校教諭及び高等学校教諭の両方の普通免許状の課程認定を受けていること。</li> </ul>			

\*1 ②・③については、出願の教科(科目)と同一の教科(科目)に限り併願可能です。

\*2 ②・③については、両方を希望することが可能です。ただし、その場合は、②の併願を優先して取り扱います。

\*3 ③において、併願校種及び教科が「『高等学校』又は『高等部』の「理科」の者は、科目（物理・化学・生物・地学のいずれか）を出願時に選択してください。

\*4 ③において、併願校種及び教科が「『高等学校』又は『高等部』の「工業」の者は、科目（機械・電気・土木・工業化学・工業デザイン（電気・土木・工業化学・工業デザインは高等学校のみ）のいずれか）を出願時に選択してください。

\*5 ③において、『中学校』又は『中学部』の「技術」と『高等学校』又は『高等部』の「工業」で併願を行う場合は、「中学校技術」と「高等学校工業」の両方の普通免許状を所有（見込みを含む。）していること。

〈参考〉 併願可能校種一覧表 (併願が不可の場合は「×」と表示。ご自身の出願校種等・教科(科目)の行をご覧ください。)

出願する校種・教科(科目)	併願できる校種・教科(科目)			
	支援学校併願	中高併願	小中いきいき連携併願	
小学校	×	×	小中いきいき連携	
小中いきいき連携	×	×	×	
中学校	国語	支援学校(中学部) 国語	高等学校 国語	
	社会	支援学校(中学部) 社会	×	
	数学	支援学校(中学部) 数学	高等学校 数学	
	理科	支援学校(中学部) 理科	高等学校 理科(物理、化学、生物、地学のうち1科目)	
	音楽	支援学校(中学部) 音楽	高等学校 音楽	
	美術	支援学校(中学部) 美術	高等学校 美術	
	保健体育	支援学校(中学部) 保健体育	×	
	技術	支援学校(中学部) 技術	高等学校 工業(機械、電気、土木、工業化学、工業デザインのうち1科目)	
	家庭	支援学校(中学部) 家庭	高等学校 家庭	
	英語	支援学校(中学部) 英語	高等学校 英語	
	高等学校	国語	支援学校(高等部) 国語	中学校 国語
		地理歴史(日本史)	支援学校(高等部) 地理歴史(日本史)	×
地理歴史(世界史)		支援学校(高等部) 地理歴史(世界史)	×	
地理歴史(地理)		支援学校(高等部) 地理歴史(地理)	×	
公民(政治経済)		支援学校(高等部) 公民(政治経済)	×	
公民(倫理)		支援学校(高等部) 公民(倫理)	×	
数学		支援学校(高等部) 数学	中学校 数学	
理科(物理)		支援学校(高等部) 理科(物理)	中学校 理科	
理科(化学)		支援学校(高等部) 理科(化学)	中学校 理科	
理科(生物)		支援学校(高等部) 理科(生物)	中学校 理科	
理科(地学)		支援学校(高等部) 理科(地学)	中学校 理科	
音楽		支援学校(高等部) 音楽	中学校 音楽	
美術		支援学校(高等部) 美術	中学校 美術	
書道		×	×	
保健体育		支援学校(高等部) 保健体育	×	
家庭		支援学校(高等部) 家庭	中学校 家庭	
農業		支援学校(高等部) 農業	×	
工業(機械)		支援学校(高等部) 機械	中学校 技術	
工業(電気)		×	中学校 技術	
工業(土木)		×	中学校 技術	
工業(工業化学)		×	中学校 技術	
工業(工業デザイン)		×	中学校 技術	
商業		×	×	
英語		支援学校(高等部) 英語	中学校 英語	
情報		支援学校(高等部) 情報	×	
家庭・福祉共通		×	×	
幼稚園・小学部共通(男・女)		×	×	
小学部(男・女)		×	×	
支援学校 高等部		国語	中学校 国語	支援学校(高等部) 国語
		社会	中学校 社会	×
	数学	中学校 数学	支援学校(高等部) 数学	
	理科	中学校 理科	支援学校(高等部) 理科(物理、化学、生物、地学のうち1科目)	
	音楽	中学校 音楽	支援学校(高等部) 音楽	
	美術	中学校 美術	支援学校(高等部) 美術	
	保健体育	中学校 保健体育	×	
	技術	中学校 技術	支援学校(高等部) 工業(機械)	
	家庭	中学校 家庭	支援学校(高等部) 家庭	
	英語	中学校 英語	支援学校(高等部) 英語	
	国語	高等学校 国語	支援学校(中学部) 国語	
	地理歴史(日本史)	高等学校 地理歴史(日本史)	×	
	地理歴史(世界史)	高等学校 地理歴史(世界史)	×	
	地理歴史(地理)	高等学校 地理歴史(地理)	×	
	公民(政治経済)	高等学校 公民(政治経済)	×	
	公民(倫理)	高等学校 公民(倫理)	×	
	数学	高等学校 数学	支援学校(中学部) 数学	
	理科(物理)	高等学校 理科(物理)	支援学校(中学部) 理科	
	理科(化学)	高等学校 理科(化学)	支援学校(中学部) 理科	
	理科(生物)	高等学校 理科(生物)	支援学校(中学部) 理科	
	理科(地学)	高等学校 理科(地学)	支援学校(中学部) 理科	
	音楽	高等学校 音楽	支援学校(中学部) 音楽	
	美術	高等学校 美術	支援学校(中学部) 美術	
	保健体育	高等学校 保健体育	×	
	家庭	高等学校 家庭	支援学校(中学部) 家庭	
	農業	高等学校 農業	×	
	工業(機械)	高等学校 工業(機械)	支援学校(中学部) 技術	
	英語	高等学校 英語	支援学校(中学部) 英語	
	情報	高等学校 情報	×	
	公民・福祉共通	×	×	
自立活動(肢体不自由教育)	×	×		
養護教諭	×	×		
栄養教諭	×	×		

## 2 受験資格

次の（１）から（６）のすべてを満たしていること。

（１）地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条（※）に該当しないこと（P. 30 参照）。

※学校教育法第 9 条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にある者も含まれます。

- ・ 拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・ 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間

（２）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しないこと（P. 30 参照）。

（３）令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない者（P. 30 参照）。

（４）「1 選考校種等・教科（科目）及び採用予定数」の表に記載した「出願に必要な免許状」を所有すること（P. 4 及び P. 30 参照）。ただし、特別免許状の取得を前提として受験する者及び「大学 3 年生等を対象とした選考」に出願する者はこの限りではない。

（５）**昭和 40 年 4 月 2 日以降に出生していること。**

（６）選考区分、出願区分及び加点区分に応じて、次ページ以降に記載の資格要件を満たしていること。

※日本国籍の有無は問いません。日本国籍を有しない者は、出願の際、本名を入力してください。

### 3 選考方法等

選考方法は、選考区分や校種等・教科(科目)により異なります(下表の○印のある項目について各選考テストを行います。)。各選考区分の資格要件、対象の校種等・教科(科目)は、P. 11 以降をご確認ください。

また、選考テストの内容は、P. 22 以降を確認してください。

(『小中いきいき連携』、『支援学校』の「幼稚部・小学部共通」(以下『幼・小共通』という。)、『支援学校』の「小学部」(以下『小学部』という。))の選考テストは『小学校』と同じです。)

#### <選考区分別の選考テスト>

選考区分	出願区分	資格要件 記載ページ	第1次選考	第2次選考		
			筆答	筆答	実技*3	面接*4
一般 選考	I 一般対象者(加点区分A~L)	P. 11~16	○	○	○	○
	II 大学等推薦者	P. 16	免除			
	III 常勤講師等経験者	P. 17	免除			
	IV 大学3年生等選考通過者(R8テストの選考通過者のみ)*1	P. 17	前年度通過			
特別 選考	障がい者対象の選考	P. 18	免除	○	○	○
	現職教諭対象の選考	P. 18	免除	免除	免除	○
大学3年生等を対象とした選考*2		P. 19	○	(R10テストで受験)		

\*1 令和7年度に実施したR8テストの「大学3年生等を対象とした選考」の選考通過者を対象とした出願区分です。

\*2 第1次選考(筆答テスト(教養筆答))のみの受験となります。選考通過者は、R10テスト受験時、専門筆答テスト、面接テスト及び実技テストを第2次選考として受験していただきます。

\*3 実技テスト対象の校種教科は次のとおりです。

- ・『中学校』・『中学部』の「音楽」「美術」「保健体育」「英語」
- ・『高等学校』の「音楽」「美術」「書道」「保健体育」「英語」
- ・『高等部』の「音楽」「美術」「保健体育」「英語」

\*4 第2次選考の面接テストは、「個人面接」及び「模擬授業」です。

#### <加点区分(経験や資格等による加点)>

【一般選考】〈I 一般対象者〉で出願する者は、下表A~Lのいずれかの加点区分を選択してください。

選考区分	出願区分	加点区分		資格要件 記載ページ	第1次選考の 得点への加点
一般 選考	I 一般 対象 者	A	B~L以外の者	P. 11	加点なし
		B	社会人経験者	P. 11	10点
		D	実習教員・寄宿舎指導員経験者	P. 11	5年未満 10点 5年以上 20点
		E	英語資格所有者	P. 12~13	10点、20点又は40点
		F	理科教育経験者	P. 14	10点
		G	司書教諭資格所有者	P. 14	10点
		H	看護師免許所有者	P. 14	10点
		I	柔道整復師免許所有者	P. 15	10点
		J	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士免許所有者	P. 15	10点
		K	社会福祉士・公認心理師・臨床心理士資格所有者	P. 15	10点
		L	日本語指導資格所有者	P. 16	20点

※加点区分E~Lを選択した者は、令和8年4月17日(金)【消印有効】までにP. 12~16記載の資格要件を証明する書類を「大阪府教育庁教職員室教職員人事課採用グループ」に簡易書留で郵送してください(P. 20参照)。

## ＜その他の加点＞

【一般選考】〈I 一般対象者〉で出願する者のうち下記の要件を満たしている者は、「① 特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点」及び「② 小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点」を選択することができます。

なお、「経験や資格等による加点（加点区分A～L（H～Jを除く）」、「① 特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点」及び「② 小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点」は、併用することができます。

### ① 特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点（10点）

※『小学校』『小中いきいき連携』『中学校』『高等学校』の出願者のみ対象

【一般選考】〈I 一般対象者〉『小学校』『小中いきいき連携』『中学校』『高等学校』の出願者で、特別支援学校教諭普通免許状を所有（見込みを含む。）する者について、第1次選考において10点加点します。

#### ＜提出書類＞

- 特別支援学校教諭普通免許状を所有する者（当該免許状の授与申請の手続きをした者を含む。）は、第2次選考の面接テスト受験日に、当該免許状の「**原本**」又は「教育職員免許状授与証明書」（受付印を押印した当該免許状の「個人申請（授与）受付書」の原本も可。）を提示するとともに、その**写し**を提出してください。
- 特別支援学校教諭普通免許状を取得見込みの者は、第2次選考の面接テスト受験日に、当該免許状の取得に必要な単位を修得する見込みであることを証明する書類（大学が発行する免許取得見込証明書等）を提出してください。免許取得見込証明書は単位を修得する大学が発行したものとし、氏名・生年月日・修得単位により取得予定の免許状名が記載されていること。ただし、免許法認定講習・認定公開講座・通信教育の受講等により大学が発行する免許取得見込証明書の発行を受けられない者は、P.32記載の大阪府公立学校教員ポータルサイト（以下、ポータルサイトという。）からダウンロードした「特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点」に関する特別支援学校教諭普通免許状取得見込確認書」を提出してください。

#### ＜留意事項＞

- 出願時に、「特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点」を選択してください。
- 特別支援学校教諭普通免許状を取得見込みで出願した者について、令和9年4月1日までに取得できなかった場合は、加点を取り消したうえで可否を決定します。

### ② 小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点（10点） ※『小学校』出願者のみ対象

【一般選考】〈I 一般対象者〉『小学校』の出願者で、中学校教諭の「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「保健体育」の普通免許状を所有（見込みを含む。）する者について、第1次選考において10点加点します。

#### ＜提出書類＞

- 中学校教諭の「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「保健体育」の普通免許状を所有する者（当該免許状の授与申請の手続きをした者を含む。）は、第2次選考の面接テスト受験日に、当該免許状の「**原本**」又は「教育職員免許状授与証明書」（受付印を押印した当該免許状の「個人申請（授与）受付書」の原本も可。）を提示するとともに、その**写し**を提出してください。
- 中学校教諭の「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「保健体育」の普通免許状を取得見込みの者は、第2次選考の面接テスト受験日に、当該免許状の取得に必要な単位を修得する見込みであることを証明する書類（大学が発行する免許取得見込証明書等）を提出してください。免許取得見込証明書は単位を修得する大学が発行したものとし、氏名・生年月日・修得単位により取得予定の免許状名が記載されていること。ただし、免許法認定講習・認定公開講座・通信教育の受講等により大学が発行する免許取得見込証明書の発行を受けられない者は、P.32記載のポータルサイトからダウンロードした「小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点」に関する中学校教諭普通免許状取得見込確認書」を提出してください。

#### ＜留意事項＞

- 出願時に、「小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点」を選択してください。
- 中学校教諭の「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「保健体育」の普通免許状を複数所有（見込みを含む。）する場合であっても、10点加点とします。
- 中学校教諭の「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「保健体育」の普通免許状を取得見込みで出願した者について、令和9年4月1日までに取得できなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取り消したうえで可否を決定します。
- 【一般選考】〈I 一般対象者〉「E；英語資格所有者」『小学校』出願者のうち、**中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状所有（見込みを含む。）による加点対象者は、当該加点対象外となります。**

**【一般選考】****＜I 一般対象者＞****〔A；B～L以外の者〕****＜資格要件＞** なし**〔B；社会人経験者〕 ※第1次選考の得点に10点を加算します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

**＜資格要件＞**

法人格を有する民間企業又は官公庁等において、常勤の職としての勤務経験が令和8年3月31日までに通算5年(休職又は停職に相当する期間を除く。)以上あること。なお、勤務経験には、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員等としての活動経験を含めることができます(廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく活動経験を含む。)

**＜提出書類＞**

- ・第2次選考合格後、「在職証明書」を提出してください。

**＜留意事項＞**

- ・常勤の職とは、勤務形態がフルタイムかつ、雇用形態が正規又は非正規のうち派遣社員若しくは契約社員等のこと(アルバイトやパートタイマーは除く。)
- ・出願時に資格要件に該当する在職歴を入力してください(資格要件に該当しない在職歴は入力しないでください。)。なお、在職歴に「休職又は停職に相当する期間」が含まれる場合は、出願時にその期間を入力してください(「休職・停職に相当する期間」には、育児休業や産前産後に係る休暇など、休業・休暇・休日の期間は含みません。)
- ・在職歴は月換算です(60か月以上必要です。)。月の区分は月の初日から末日までとし、1日以上勤務した月は1か月と計算します。ただし、退職した月と同じ月に就職した場合、その月は退職した勤務先の月数に数えてください。
- ・期日までに在職期間等の確認ができない場合や証明書を提出できない場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取消したうえで合否を決定します。

**〔D；実習教員・寄宿舎指導員経験者〕****※勤務経験1年以上：第1次選考の得点に10点を加算、勤務経験5年以上：第1次選考の得点に20点を加算します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

**＜資格要件＞**

大阪府内の公立学校(大阪府立、堺市立の学校を除く。)において、実習教員又は寄宿舎指導員(いずれも正規職員に限る。)としての勤務経験があり、次の①及び②を満たしていること。

- ① 令和8年4月1日現在、在職(休職中である場合を除く。)していること。
- ② 令和8年3月31日までに通算1年(休職又は停職期間を除く。)以上の勤務経験があること。

**＜提出書類＞**

- ・第2次選考合格後、「在職証明書」を提出してください。

**＜留意事項＞**

- ・②が通算1年以上5年未満の場合は10点を、通算5年以上の場合は20点を第1次選考の得点に加算します。
- ・「臨時実習教員」及び「臨時寄宿舎指導員」の勤務経験は対象となりません。
- ・旧大阪府立の高等学校及び特別支援学校における資格要件に該当する勤務経験についても、その期間を通算することができます。
- ・出願時に資格要件に該当する在職歴を入力してください(資格要件に該当しない在職歴は入力しないでください。)。なお、その在職歴に「休職又は停職期間」が含まれる場合は、その期間を入力してください(「休職又は停職期間」には、育児休業や産前産後に係る休暇など、休業・休暇・休日の期間は含みません。)
- ・在職歴は月換算です。月の区分は月の初日から末日までとし、1日以上勤務した月は1か月と計算します。ただし、退職した月と同じ月に任用された場合、その月は退職した勤務先の月数に数えてください。
- ・②の令和7年3月31日までの勤務経験に、大阪府内の公立学校における正規任用の教諭\*1、養護教諭、栄養教諭又は任用の期限を付さない常勤講師\*2としての勤務経験(休職又は停職期間を除く。)を含めることができます。
- ・期日までに在職期間等の確認ができない場合や証明書を提出できない場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取消したうえで合否を決定します。

\*1 認定こども園において幼稚園としての教育課程内の授業等を担当する正規任用の教諭を含む。

\*2 「任用の期限を付さない常勤講師」とは、日本国籍を有しない者が正規の教員として任用された場合をいい、同様の任用であれば職名は問いません。

**〔E；英語資格所有者〕 ※第1次選考の得点に10点、20点又は40点を加点します。**

対象となる校種等・教科は、『小学校』、『小中いきいき連携』、『幼・小共通』、『小学部』及び『中学校』、『中学部』、『高等学校』・『高等部』の「英語」です。出願校種等・教科や資格・スコア等によって、加点内容が異なります。

**<資格要件>**

(1) 出願校種等が『小学校』、『小中いきいき連携』、『幼・小共通』、『小学部』の場合

次の表に掲げる①から⑨のいずれかの資格、スコア又は免許を同表の右欄に掲げる時期に取得している者

資格・スコア		加点	取得時期
①	実用英語技能検定 (公益財団法人日本英語検定協会)	2級	10点
		準1級	20点
		1級	40点
②	TOEFL iBT (TOEFL iBT®及び TOEFL iBT® Home Edition) *	42点以上	10点
		72点以上	20点
		95点以上	40点
③	IELTS (Computer-delivered IELTS を含む) ※アカデミックモジュールに限る (オーバーオール・バンド・スコア)	4.0以上	10点
		5.5以上	20点
		7.0以上	40点
④	TOEIC L&R+TOEIC S&W ※公開テストに限る (算出式：TOEIC L&Rのスコア+TOEIC S&Wのスコア×2.5)	1,150点以上	10点
		1,560点以上	20点
		1,845点以上	40点
⑤	ケンブリッジ英語検定 (オーバーオールスコア)	140以上	10点
		160以上	20点
		180以上	40点
⑥	GTEC (Basic, Advanced, CBT)	930以上	10点
		1,180以上	20点
		1,350以上	40点
⑦	TEAP (オーバーオールスコア)	225以上	10点
		309以上	20点
		375以上	40点
⑧	TEAP CBT (オーバーオールスコア)	420以上	10点
		600以上	20点
		800	40点
⑨	中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状	所有 (取得見込み)	20点

\* TOEFL iBTについて、受験日が令和8年1月21日以降の場合は、オーバーオール・バンド・スコアで加点内容を決  
定し、「3以上」で10点、「4以上」で20点、「5以上」で40点を加点します。

(2) 出願校種等が『中学校』・『中学部』・『高等学校』・『高等部』の「英語」の場合

次の表に掲げる①から⑧のいずれかの資格、スコア又は免許を同表の右欄に掲げる時期に取得している者

資格・スコア		加点	取得時期
①	実用英語技能検定 (公益財団法人日本英語検定協会)	準1級	令和8年3月31日までに取得
		1級	
②	TOEFL iBT (TOEFL iBT®及び TOEFL iBT® Home Edition) *	72点以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに受験し、スコアを取得
		95点以上	
③	IELTS (Computer-delivered IELTS を含む) ※アカデミックモジュールに限る (オーバーオール・バンド・スコア)	5.5以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに受験し、スコアを取得
		7.0以上	
④	TOEIC L&R+TOEIC S&W ※公開テストに限る (算出式: TOEIC L&R のスコア+TOEIC S&W のスコア×2.5)	1,560点以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに受験し、スコアを取得
		1,845点以上	
⑤	ケンブリッジ英語検定 (オーバーオールスコア)	160以上	令和8年3月31日までに取得
		180以上	
⑥	GTEC (Advanced, CBT)	1,180以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに受験し、スコアを取得
		1,350以上	
⑦	TEAP (オーバーオールスコア)	309以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに受験し、スコアを取得
		375以上	
⑧	TEAP CBT (オーバーオールスコア)	600以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに受験し、スコアを取得
		800	

\* TOEFL iBT について、受験日が令和8年1月21日以降の場合は、オーバーオール・バンド・スコアで加点内容を決し、「4以上」で10点、「5以上」で40点を加点します。

#### <提出書類>

- ・令和8年4月17日(金)【消印有効】までに資格要件を証明する書類の写しを郵送してください(P.20参照)。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の原本を提示してください。
- ・⑨の中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状取得見込みの者は、出願時の書類提出は不要ですが、第2次選考の面接テスト受験日に当該免許状の取得に必要な単位を修得する見込みであることを証明する書類(大学が発行する免許取得見込証明書等)を提出してください。

資格要件を証明する書類	
①	『合格証書』、『合格証明書(和文又は英文)』、『英検 CSE スコア証明書』のいずれか
②	『受験者用スコアレポート (Test Taker Score Report) 』
③	『成績証明書(Test Report Form)』
④	『公式認定証 (Official Score Certificate) 』 (TOEIC L&R 及び TOEIC S&W の両方)
⑤	『認定証 (Certificate) 』、『結果ステートメント(Statement of Results)』、『認定ステートメント(certifying statement)』のいずれか
⑥	『オフィシャルスコア証明書 (OFFICIAL SCORE CERTIFICATE) 』
⑦	『Official Score Report (成績表)』
⑧	『Official Score Report (成績表)』
⑨	【所有している場合】中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状又は教育職員免許状授与証明書 【取得見込みの場合】大学が発行する免許取得見込証明書等

#### <留意事項>

- ・出願時に該当の資格、スコア又は免許を選択してください。
- ・加点は上の表のいずれか一つのみ選択可能です。複数の資格等を所有している場合は、最も加点の高い資格、スコア又は免許を選択してください。なお、出願締切後の加点の変更はできません。
- ・『小学校』で出願する者のうち、中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状所有(見込みを含む。)による加点を受ける者は、『小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点』(P.10参照)の対象外となります。
- ・免許取得見込証明書は単位を修得する大学が発行したものとし、氏名・生年月日・修得単位により取得予定の免許状名が記載されていること。ただし、免許法認定講習・認定公開講座・通信教育の受講等により大学が発行する免許取得見込証明書の発行を受けられない者は、P.32記載のポータルサイトからダウンロードした「E;英語資格所有者」に関する中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状取得見込確認書を提出してください。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状を取得見込みで出願した者について、令和9年4月1日までに取得できなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取り消したうえで合否を決定します。

**【F；理科教育経験者】※第1次選考の得点に10点を加えます。**

対象となる校種等・教科は、『小学校』、『小中いきいき連携』、『幼・小共通』、『小学部』及び『中学校』・『中学部』・『高等学校』・『高等部』の「理科」です。

**<資格要件>**

次の①又は②を満たしていること。

- ① 令和9年3月31日までに高度理系教員養成プログラムを修了（見込みを含む。）し、修了証を取得（予定）していること。又は大阪府理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築プログラム（学生向けプログラム）を平成29年3月31日までに修了し、修了証を取得していること。
- ② 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金奨励研究の採択を受けた研究に従事するなど、自然科学に関する研究助成を受けた研究に従事した経験がある者又は自然科学に関する受賞歴のある者であること。

**<提出書類>**

- ・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに、①は「プログラム修了証」の写し、②は「上記の資格要件を証明する書類」の写しを郵送してください（P.20参照）。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の**原本**を提示してください。
- ・①の修了見込みの者は、出願時に「受講証」の写しを郵送し、修了後すみやかに修了証の写しを郵送してください。

**<留意事項>**

- ・資格要件①の高度理系教員養成プログラム及び大阪府理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築プログラム（学生向けプログラム）とは、国立大学法人大阪教育大学が大阪府教育委員会と連携し実施するプログラムです。
- ・資格要件②は、出願時に資格又は助成を受けた研究、賞の内容を入力してください。
- ・資格要件を「令和9年3月31日までに満たす見込み」として受験した者が、令和9年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取り消したうえで合否を決定します。

**【G；司書教諭資格所有者】※第1次選考の得点に10点を加えます。**

対象となる校種等・教科（科目）は、『養護教諭』及び『栄養教諭』を除くすべての校種等・教科（科目）です。

**<資格要件>**

令和9年3月31日までに学校図書館法に規定する司書教諭講習修了証書を取得（見込みを含む。）していること。

**<提出書類>**

- ・司書教諭講習修了証書を取得している者は、令和8年4月17日（金）【消印有効】までに文部科学省が交付する「**司書教諭講習修了証書**」の写しを郵送してください（P.20参照）。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の**原本**を提示してください。
- ・司書教諭講習修了証書を取得見込みの者は、出願時の書類提出は不要です。第2次選考の面接テスト受験日に、P.32記載のポータルサイトからダウンロードした「司書教諭資格取得見込確認書」を提出してください。

**<留意事項>**

- ・司書教諭講習修了証書の取得見込みの者は、令和9年3月31日までに取得に必要な単位を修得する場合であっても、同日までに司書教諭講習修了証書の交付を受けることができない場合は、対象となりませんので、司書教諭講習修了証書の交付を文部科学省へ申請する大学等に令和9年3月31日までに司書教諭講習修了証書の交付を受けることができる（原本を提示できる）かを確実に確認したうえで出願してください。
- ・資格要件を、「令和9年3月31日までに満たす見込み」として受験した者が、令和9年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取り消したうえで合否を決定します。

**【H；看護師免許所有者】※第1次選考の得点に10点を加えます。**

対象となる校種等・教科（科目）は、『養護教諭』です。

**<資格要件>**

令和8年3月31日までに保健師助産師看護師法に規定する看護師免許を取得していること。

**<提出書類>**

- ・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに「**看護師免許証**」の写しを郵送してください（P.20参照）。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の**原本**を提示してください。

**<留意事項>**

- ・看護師国家試験に合格している場合であっても、令和8年3月31日までに免許証の交付を受けていない者（原本を提示できない者）は対象となりません。また、准看護師も対象となりません。

**【I；柔道整復師免許所有者】 ※第1次選考の得点に10点を加点します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、『自立活動(肢体不自由教育)』です。

**<資格要件>**

柔道整復師法に規定する柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、令和8年3月31日までに柔道整復師学校養成施設指定規則の規定に基づき厚生労働大臣の指定を得て実施される教員講習会を修了していること。

**<提出書類>**

・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに「柔道整復師免許証」の写し及び上記教員講習会を修了した際に発行される「柔道整復師専科教員認定講習会修了証書」の写しを郵送してください(P.20参照)。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の**原本**を提示してください。

**<留意事項>**

・柔道整復師の免許を取得し、上記教員講習会を修了している場合であっても、令和8年3月31日までに修了証書の交付を受けていない者（原本を提示できない者）は対象となりません。

**【J；理学療法士・作業療法士・言語聴覚士免許所有者】 ※第1次選考の得点に10点を加点します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、『幼・小共通』、『小学部』、『中学部』、『高等部』及び『自立活動(肢体不自由教育)』です。

**<資格要件>**

次の①又は②を満たしていること。

- ① **理学療法士及び作業療法士**：令和8年3月31日までに理学療法士及び作業療法士法に規定する理学療法士又は作業療法士の免許を取得している者であること。
- ② **言語聴覚士**：令和8年3月31日までに言語聴覚士法に規定する言語聴覚士の免許を取得している者であること。

**<提出書類>**

・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに「理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証」の写しを郵送してください(P.20参照)。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の**原本**を提示してください。

**<留意事項>**

・それぞれ国家試験に合格している場合であっても、令和8年3月31日までに免許証の交付を受けていない者（原本を提示できない者）は対象となりません。

**【K；社会福祉士・公認心理師・臨床心理士資格所有者】 ※第1次選考の得点に10点を加点します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

**<資格要件>**

次の①から③のいずれかを満たしていること。

- ① **社会福祉士**：令和8年3月31日までに社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士の資格を有している者であること。
- ② **公認心理師**：令和8年3月31日までに公認心理師法に規定する公認心理師資格を有している者であること。
- ③ **臨床心理士**：令和8年3月31日までに公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有している者であること。

**<提出書類>**

・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに、①は「社会福祉士登録証」の写し、②は「公認心理師登録証」の写し、③は「臨床心理士資格登録証明書（IDカード形式）」の写しを郵送してください(P.20参照)。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の**原本**を提示してください。

**<留意事項>**

・①及び②は国家試験に合格している場合であっても、令和8年3月31日までに登録証の交付を受けていない者（原本を提示できない者）は対象となりません。  
・③は資格審査に合格している場合であっても、令和8年3月31日までに臨床心理士資格登録証明書(IDカード形式)の発行を受けていない者（原本を提示できない者）は対象となりません。

## 【L ; 日本語指導資格所有者】 ※第1次選考の得点に20点を加えます。

対象となる校種等・教科（科目）は、『養護教諭』及び『栄養教諭』を除くすべての校種等・教科（科目）です。

### <資格要件>

次の①から④のいずれかを満たしていること。

- ① 令和9年3月31日までに、「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等」又は「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」として文部科学省の確認を受けた日本語教員養成課程等を修了していること。
- ② 令和9年3月31日までに、登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で課程を修了していること。
- ③ 令和8年3月31日までに、文部科学省が実施する日本語教員試験の基礎試験に合格していること。
- ④ 令和6年3月31日までに、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格していること。

### <提出書類>

- ・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに、①は「日本語教員養成課程等の修了の証明書」の写し、②は「修了証書」の写し、③は「日本語教員試験合格証書又は基礎試験合格証明書」の写し、④は「合格証書又は合格証明書」の写しを郵送してください（P. 20 参照）。また、第2次選考の面接テスト受験日に、資格要件を証明する書類の原本を提示してください。
- ・出願時点で日本語教員養成課程等を修了見込みの者は、出願時に証明する書類の提出は不要です（合格後に確認を行います。）。

### <留意事項>

- ・資格要件を、「令和9年3月31日までに満たす見込み」として受験した者が、令和9年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合は、加点を取り消したうえで合否を決定します。

## 【Ⅱ 大学等推薦者】 ※第1次選考を免除します。

対象の校種等・教科（科目）

- ・『小学校』
- ・『小中いきいき連携』
- ・『中学校』の国語、数学、理科、音楽、美術、技術、家庭
- ・『高等学校』の農業、工業（機械・電気・土木・工業化学・工業デザイン）、商業、家庭・福祉共通
- ・支援学校の『幼稚部・小学部共通』、『小学部』、『中学部』\*、『高等部』\*

\* 支援学校の『中学部』、『高等部』については、P. 4に記載する募集教科（保健体育を除く。）が対象です。

### <資格要件>

対象の校種等・教科（科目）の出願に必要な免許状のすべてについて、教諭一種免許状取得のための課程認定を受けている大学又は教諭専修免許状取得のための課程認定を受けている大学院若しくは教職大学院に在籍している者のうち、推薦要件を満たす者で、学長等が推薦する者であること。

### <提出書類> ※提供書類は、大学等が郵送すること。

- ・「推薦書類送付票」、「推薦書」及び「成績内訳表」を大学等で取りまとめのうえ、令和8年4月17日（金）【消印有効】までに郵送してください（P. 20 参照）。様式は、P. 32 記載のポータルサイトからダウンロードしてください。

### <留意事項>

- ・別途定める大学等推薦制度実施要項を必ず確認してください（P. 32 記載のポータルサイト参照）。
- ・出願は、出願者本人が電子申請（インターネット）で行ってください。障がいにより電子申請による出願が困難な場合は郵送又は持参による出願が可能です。郵送又は持参による出願の場合は出願書類の送付や受験票の交付方法等をご案内しますので、P. 32 記載の問い合わせ先まで連絡してください。
- ・『小学校』で出願し『小中いきいき連携』併願をする場合は、大学等が小学校教諭及び中学校教諭の両方の普通免許状の課程認定を受けていることが必要です。
- ・『中学校』又は『高等学校』で出願し、『支援学校』併願をする場合は、大学等が特別支援学校教諭普通免許状の課程認定を受けていることが必要です。
- ・『中高』併願をする場合は、大学等が中学校教諭及び高等学校教諭の両方の普通免許状の課程認定を受けていることが必要です。

**〈Ⅲ 常勤講師等経験者〉 ※令和8年4月17日時点の現職教諭（勤務地を問わない）は除く ※第1次選考を免除します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

**〈資格要件〉**

大阪府内の公立学校（大阪市立、堺市立、豊中市立、池田市立、箕面市立、豊能町立、能勢町立の学校を除く。）において、大阪府教育委員会及び各市町村教育委員会が任命する常勤の講師\*<sup>1</sup>又は養護助教諭としての勤務経験（以下「府内常勤講師勤務経験」という。）があり、次の①及び②を満たしていること。

- ① 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に府内常勤講師勤務経験があること。
- ② 令和8年3月31日までに通算1年（休職又は停職期間を除く。）以上の府内常勤講師勤務経験があること。

**〈留意事項〉**

- ・令和8年4月17日時点で現職教諭（勤務地を問わない。）の者はこの区分からは出願できません。
- ・「臨時技師」の勤務経験は対象となりません。
- ・常勤にあたる勤務時間は、「1日あたり7時間45分かつ週あたり38時間45分」です。
- ・旧大阪市立の高等学校及び特別支援学校における資格要件に該当する勤務経験は、その期間を通算することができます。
- ・出願時に資格要件に該当する在職歴を入力してください（資格要件に該当しない在職歴は入力しないでください）。なお、その在職歴に「休職又は停職期間」が含まれる場合は、その期間を入力してください（「休職又は停職期間」には、育児休業や産前産後に係る休暇など、休業・休暇・休日の期間は含みません。）。
- ・在職歴は月換算です。月の区分は月の初日から末日までとし、1日以上勤務した月は1か月と計算します。ただし、退職した月と同じ月に任用された場合、その月は退職した勤務先の月数に教えてください。
- ・①及び②の令和7年3月31日までの勤務経験に、大阪府内の公立学校（大阪市立、堺市立、豊中市立、池田市立、箕面市立、豊能町立、能勢町立の学校を除く。）における正規任用の教諭\*<sup>2</sup>、養護教諭、栄養教諭又は任用の期限を付さない常勤講師\*<sup>3</sup>としての勤務経験（休職又は停職期間を除く。）を含めることができます。

\*<sup>1</sup> 認定こども園において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当した常勤の講師の勤務経験を含む。

\*<sup>2</sup> 認定こども園において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当した正規任用の教諭の勤務経験を含む。

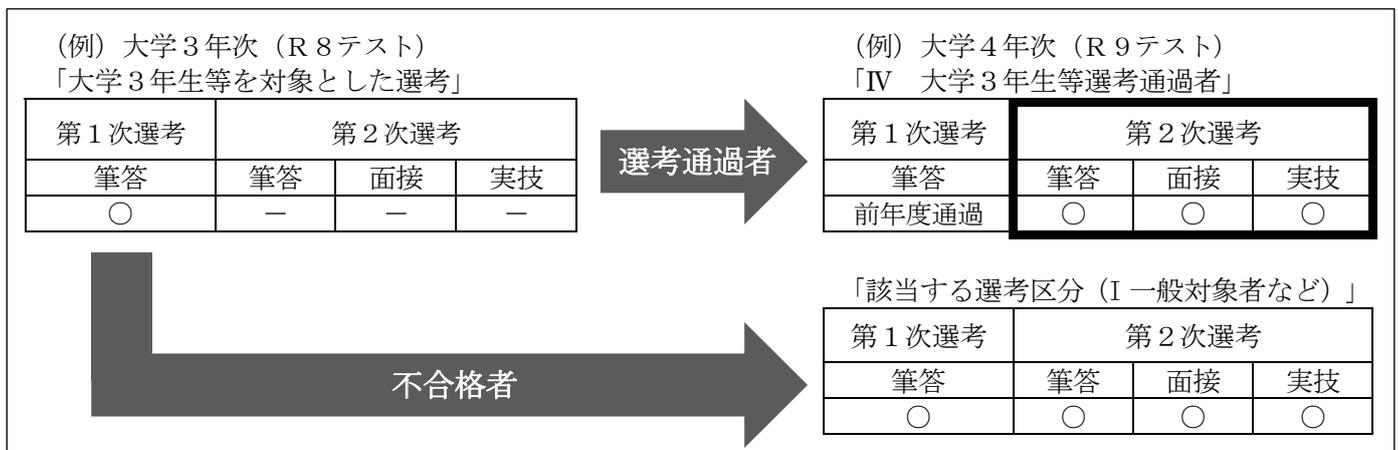
\*<sup>3</sup> 「任用の期限を付さない常勤講師」とは、日本国籍を有しない者が正規の教員として任用された場合をいい、同様の任用であれば職名は問いません。

**〈Ⅳ 大学3年生等選考通過者〉 ※R8テストの大学3年生等を対象とした選考の「選考通過者」が対象 ※第1次選考を免除します。**

対象となる校種等・教科（科目）は、令和7年度に実施した令和8年度大阪府公立学校教員採用選考テストの「大学3年生等を対象とした選考」で選考通過をした校種等・教科（科目）です。ただし、令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テストで募集している校種等・教科（科目）に限ります。

**〈資格要件〉**

- ① 令和8年度教員採用選考テストの「大学3年生等を対象とした選考」の選考通過者であること。
- ② 出願に必要な免許状を令和8年4月2日から令和9年4月1日までに取得する見込みであること。



## 特別選考

### 【障がい者対象の選考】 ※第1次選考を免除します。

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

#### <資格要件>

次の①から③のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 都道府県知事、政令指定都市市長若しくは児童相談所を設置する中核市の市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センター（以下「公的判定機関」という。）による知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

#### <提出書類>

・令和8年4月17日（金）【消印有効】までに下記書類の写しを郵送してください（P.20参照）。

- (1) **身体障害者手帳**（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）又は身体障害者手帳を交付申請中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
- (2) **療育手帳**（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）若しくは公的判定機関の判定書又はそれらを交付申請中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
- (3) **精神障害者保健福祉手帳**（顔写真・氏名・生年月日・有効期限が記載されたページ）又は精神障害者保健福祉手帳を交付申請中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）（ただし、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が掲載されていない場合は、氏名・生年月日・有効期限が記載されたページ。）

・第2次選考の面接テスト受験日に「(1)から(3)のいずれかの手帳」又は「(2)の判定書」の**原本**を提示してください。出願時に交付申請中であつた者が第2次選考の面接テスト受験日までに交付を受けた場合は、手帳又は判定書の原本を提示するとともに、その写しを提出してください。

#### <留意事項>

- ・令和8年4月17日時点で、手帳又は判定書の交付申請中の者を含みます。ただし、令和9年4月1日時点で有効な手帳又は判定書の交付を受けていない（有効な手帳又は判定書の原本を提示できない）場合は、第2次選考で合格した場合であっても合格を取り消します。
- ・提出のあつた「(1)から(3)のいずれかの手帳の写し」又は「(2)の判定書の写し」については、採用後、大阪府教育委員会のほか、勤務先の学校・市町村教育委員会において人事情報として保有します。なお、この情報に基づき、障がい者雇用状況の報告等において雇用する障がい者数に含めることを採用手続きの際に確認します。

### 【現職教諭対象の選考】 ※大阪府内の公立学校を除く ※第1次選考及び第2次選考（筆答・実技）を免除します。

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

#### <資格要件>

次の①及び②を満たしていること。

- ① 令和8年4月1日現在、学校教育法上の国立学校、公立学校（大阪府内の学校を除く。）又は私立学校に正規任用の教諭\*1、養護教諭、栄養教諭又は任用の期限を付さない常勤講師\*2（いずれも、期間の定めのない雇用形態で、任期付き採用や臨時的任用の場合を除く。以下このページにおいて「教諭等」という。）として在職（休職中である場合を除く。）しており、令和9年3月31日までに下線部の学校で教諭等として通算2年（休職又は停職期間を除く。）以上の在職経験がある（見込みを含む。）こと。
- ② 令和9年3月31日現在、教諭等として出願する校種等・教科（科目）の教育課程内の授業等を1年以上担当した実績（時間数は問わない。休職又は停職期間を除く。）があること。

\*1 認定こども園等において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当した正規任用の教諭の勤務経験を含む。

\*2 「任用の期限を付さない常勤講師」とは、日本国籍を有しない者が正規の教員として任用された場合をいい、同様の任用であれば職名は問いません。

#### <留意事項>

- ・共通募集（『幼・小共通』、『高等学校』の「家庭・福祉共通」、『高等部』の「公民・福祉共通」）においては、共通募集しているいずれかの校種等又は校種等・教科の実績があれば出願できます。
- ・『小中いきいき連携』においては、『小学校』又は『中学校』で募集しているいずれかの教科の実績があれば出願できます（『小学部』及び『中学部』の実績を除く。）。
- ・『中学校』、『中学部』、『高等学校』、『高等部』においては、それぞれ実績のある校種等のみに出願できます（例：『中学部』での勤務実績があり、『中学校』での勤務実績がない場合、『中学校』には出願できません。）。
- ・出願時に資格要件に該当する在職歴を入力してください（資格要件に該当しない在職歴は入力しないでください）。なお、在職歴に「休職又は停職期間」が含まれる場合は、出願時にその期間を入力してください（「休職又は停職期間」には、育児休業や産前産後に係る休暇など、休業・休暇・休日の期間は含まれません。）。
- ・在職歴・授業等担当実績は月換算です（在職歴は24か月以上、授業等担当実績は12か月以上必要です）。月の区分は月の初日から末日までとし、1日以上勤務した月は1か月と計算します。ただし、退職した月と同じ月に就職した場合、その月は退職した勤務先の月数に数えてください。

## 【大学3年生等を対象とした選考】

※第1次選考を受験し、一定の成績に達した者は翌年度の第1次選考（筆答テスト（教養筆答））の免除を受けることができます。

対象となる校種等・教科（科目）は、すべての校種等・教科（科目）です。

### ＜資格要件＞

次の①及び②を満たしていること。

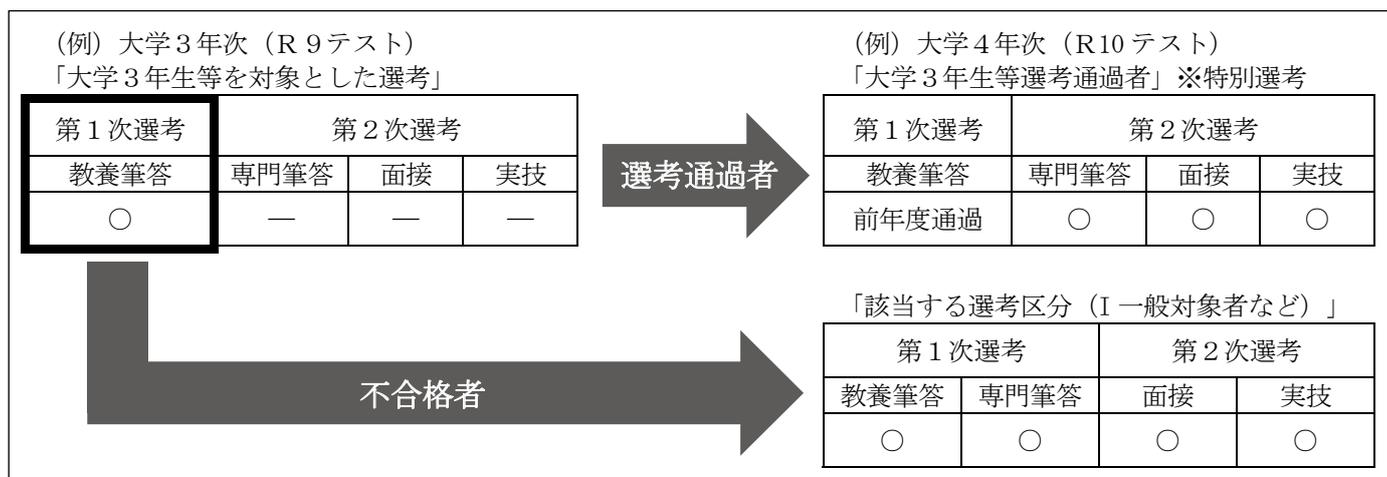
- ① 出願に必要な免許状を令和9年4月2日から令和10年4月1日までに取得する見込みであること。
- ② 昭和40年4月2日以降に出生していること。

### ＜留意事項＞

- ・受験可能な選考は第1次選考（筆答テスト（教養筆答））のみです。
- ・第1次選考（筆答テスト（教養筆答））の得点で一定の基準を満たした者は、選考通過者として、令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストの第1次選考（筆答テスト（教養筆答））の免除を受けることができます。
- ・選考通過者が、令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストに同様の校種等・教科（科目）で出願を行い、かつ受験資格を満たす場合に限り第1次選考（筆答テスト（教養筆答））を免除します。なお、令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストにおいて、同様の校種等・教科（科目）の募集がない場合は、免除を受けることはできません。
- ・「大学3年生等を対象とした選考」に不合格となった場合でも、令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストの受験は可能です。その場合、「大学3年生等を対象とした選考」の合否・得点が令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストの受験に影響することはありません。

### 【令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストについて】

- ・令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テストでは、第1次選考で教養筆答テスト、第2次選考で専門筆答テストを実施していますが、令和10年度大阪府公立学校教員採用選考テストから同一日（令和9年6月12日）で実施し、教養筆答テストと専門筆答テストを合わせて第1次選考とします。
- ・経過措置として、令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テストの「大学3年生等を対象とした選考」を通過した者は、令和10年度教員採用選考テスト受験時、専門筆答テスト、面接テスト及び実技テストを第2次選考として受験していただきます。令和10年度教員採用選考テストに限り、特別選考として実施します。



## 4 出願方法等

### (1) 出願方法について

出願は、**電子申請(インターネット)で受け付けます**。ただし、障がいにより電子申請による出願が困難な場合は郵送又は持参による出願が可能です。郵送又は持参による出願の場合は、出願書類の送付や受験票の交付方法等をご案内しますので、P.32 記載の問い合わせ先まで連絡してください。

出願期間	<p><b>令和8年3月6日(金)10時 から 令和8年4月17日(金)18時まで</b></p> <p>※出願期間終了間際はアクセスが集中するため、手続きを完了できない恐れがありますので余裕を持って手続きしてください。出願期間内に申込み手続きを完了しなかった場合、理由の如何を問わず、出願を受け付けません。</p>
出願方法	<p><b>① 大阪府行政オンラインシステムにログイン(利用者ID・パスワードが必要です。)</b></p> <p>&lt;大阪府行政オンラインシステム(出願フォーム)のURL及びQRコード&gt; <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/114e5911-b14e-4530-a62c-79a31f3ab338/start">https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/114e5911-b14e-4530-a62c-79a31f3ab338/start</a></p>  <ul style="list-style-type: none"><li>大阪府行政オンラインシステムを初めて利用する方は、利用者登録が必要です。新規登録ボタンから利用者登録を行ってください。</li><li>利用者ID及びパスワードは、出願後も使用しますので必ず保管しておいてください。ログインしたマイページ上で受験票や結果通知書等のダウンロードを行います。</li><li>利用者登録時に登録したメールアドレス宛てに、各種連絡(受験票や結果通知書に関する連絡等)を行いますので、必ず利用可能なメールアドレスを登録してください。</li><li>電子メールの受信を制限している場合は「@gbox.pref.osaka.lg.jp」及び「@sbox.pref.osaka.lg.jp」からの電子メールが受信できるよう設定してください。</li></ul> <p><b>② 受験申込み(申込内容の入力・顔写真データのアップロード)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>出願時に顔写真データの提出が必要となります。</li><li>提出された顔写真データは、受験票に差し込まれて交付されます。また、選考当日の本人確認用写真として使用します。</li><li>顔写真データは、<b>3ヶ月以内に撮影されたもの、上半身、脱帽、正面向き、無背景、ファイルサイズは10MB以下、ピクセルサイズは縦300×横225以上、縦横比は4:3(縦表示)、ファイル形式はjpeg・jpg・pngのいずれかに</b>限ります。なお、条件を満たさない写真データが提出された場合は、写真データの差し替えを依頼することがあります。</li><li>出願期間終了後に、顔写真データの変更はできません。</li></ul></div> <p><b>③ 受験申込み完了</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>受験申込み完了時に、8桁の申込番号が表示されます。また、申請を受け付けた旨の電子メールが利用者登録時に登録されたメールアドレス宛てに送信されます。<b>申込みが完了しているか必ずご確認ください。</b></li><li>出願期間終了後は、新規申請及び内容の変更は認めませんのでご注意ください。</li></ul> <p><b>④ 資格要件を証する書類の写しの提出(該当者のみ)</b></p> <p>出願後、「書類送付票*」と「資格要件を証する書類」を角型2号封筒(33.2cm×24.0cm)に封入し、封筒の表面に「令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テスト提出書類在中」と朱書きのうえ、<b>下記提出先に簡易書留で郵送</b>してください。</p> <p><b>【提出先】〒540-8571(住所記入不要)</b> <b>「大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 採用グループ」</b></p> <p><b>【提出期限】令和8年4月17日(金)【日本国内郵便 消印有効】</b></p> <p>*「書類送付票」の様式は、P.32 記載のポータルサイトからダウンロードし、印刷(A4サイズ)してください。印刷後、必要事項を記入したうえで郵送してください。</p>

### <留意事項>

- 出願した内容や必要書類の到達等に関する問い合わせにはお答えできません。
- 提出書類は必ず簡易書留で郵送し、受領証は受験票を送信した旨の電子メールが届くまで保管してください。
- 送付があった書類のうち必要書類以外のものは、廃棄します。
- 提出書類の氏名と出願時の氏名が異なる場合は、変更履歴を示す公的書類を同封してください。

## (2) 出願手続きの注意事項

### ① 出願内容等の取扱い

- ・出願受付時において、受験資格の詳細な確認は行いません。**受験資格を満たしていないときや、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、出願内容等に虚偽の記入があった場合には、合格の取り消し又は受験を無効とすることがありますので、受験案内を十分確認のうえ、出願してください。**
- ・出願手続き終了後、申請内容に誤記や入力漏れ等があった場合には、出願期間内に、出願の取下げを行ったうえで、改めて正しい内容で申し込んでください。
- ・**出願内容に不備等がある場合や、提出書類の未達等により資格要件を満たしていることが確認できない場合は、大阪府教育委員会から電子メール又は電話にて連絡します。電子メールの受信を制限している場合は、「gbox.pref.osaka.lg.jp」及び「sbox.pref.osaka.lg.jp」からの電子メールが受信できるよう設定してください。連絡が取れない場合、返信がない場合又は指定する期日までに修正に応じない場合等には、出願を無効とする又は出願区分を【一般選考】〈I 一般対象者〉〔A；B～L以外の者〕等に変更します。**

### ② 重複出願

同一人から複数の出願が行われた場合（重複出願）は、出願のすべてを無効とします。いずれの出願も一切受け付けません。

複数の出願を行った場合には、大阪府行政オンラインシステムのマイページから不要な出願を**出願期間内**に取り下げてください。出願期間経過後はいかなる理由があっても、出願の取り下げは認めません。また、**併願を希望する場合であっても、出願は1回のみ**です。出願画面にある併願欄において、希望する併願内容にチェックしてください。

### ③ 出願後の辞退

本テストの欠席者は辞退として取り扱いますので、辞退の連絡は不要です（【一般選考】〈II 大学等推薦者〉を除く。）。

### ④ 入力内容の変更

出願期間経過後、入力内容の変更はできません。出願後に住所、氏名又は電話番号に変更があった場合は、P. 32記載のポータルサイトからダウンロードした「住所等変更届」を提出してください。送付先はP. 20記載の提出先と同じです。電話や選考会場での申し出は受け付けません。また、メールアドレスに変更があった場合は、大阪府行政オンラインシステムのマイページからメールアドレスの変更手続きをしてください（**受験票や結果通知書などをダウンロードできるお知らせ等は、登録されたメールアドレス宛てに送信しますので、メールアドレスを変更した場合は必ず変更手続きしてください。**）。

### ⑤ 個人情報の取扱いについて

電子申請（インターネット）による出願内容や提出書類の情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。なお、各情報は教員採用選考テストの実施以外に個人が特定されない形で統計処理し、今後の採用選考の円滑な実施、採用選考に関する業務に用いる場合があります。また、出願時に「大阪府公立学校講師希望者登録」の申請や説明会に関する案内等の送付を希望した方に限り、出願内容の情報を講師希望者登録に関する事務に用いる場合があります。なお、これら以外の目的に使用することはありません。

## 5 受験に際して配慮が必要な場合

受験に際して配慮（点字や拡大文字による出題・解答、手話通訳者の配置、車椅子の使用、エレベーターの使用等）が必要な場合は、出願画面の「受験に際し配慮を希望する内容」欄に希望する配慮内容を入力の上、出願してください。

配慮の内容等に応じて実技テストの一部の免除又は変更を行う場合があります。怪我等により実技テストを受験することが困難な場合は、実技テスト受験当日に医師の診断書等を持参の上、実技テストの受験が困難な旨を試験係員に申し出てください。試験内容は、当日、面談の上で決定しますので、実技テストに必要な携行品は必ず持参してください。その他、不明な点がある場合は、出願の際にご相談ください。

### <留意事項>

配慮事項については、採用後、大阪府教育委員会のほか、勤務先の学校・市町村教育委員会において人事情報として保有し、勤務先等において、合理的配慮の内容を決定するにあたっての参考資料として活用します。

## 6 受験票の交付

- (1) 受験票のダウンロードは、大阪府行政オンラインシステムのマイページ上で行います。なお、ダウンロードが可能となった旨の電子メールを受験票交付日に送信します。その電子メールに記載のURLから、利用者ID(メールアドレス)・パスワードでログインし、ダウンロードのうえ、印刷してください。なお、受験票がダウンロードできない場合は、次の表に掲げる連絡期日までにP.32記載の問い合わせ先に連絡してください。
- (2) 印刷した受験票は、各テスト受験当日に持参してください。なお、テスト受験当日に受験票を回収します。そのため第2次選考では複数枚の受験票が必要となる場合があります。

	対 象 者	受験票交付日	受験票がダウンロードできない場合の連絡期日
第1次選考 受験票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【一般選考】&lt;Ⅰ 一般対象者&gt;</li> <li>・【大学3年生等を対象とした選考】</li> </ul>	6月5日(金)	6月10日(水)
第2次選考 受験票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【一般選考】&lt;Ⅱ 大学等推薦者&gt;&lt;Ⅲ 常勤講師等経験者&gt;&lt;Ⅳ 大学3年生等選考通過者&gt;</li> <li>・【障がい者対象の選考】</li> <li>・【現職教諭対象の選考】</li> </ul>	6月19日(金)	6月24日(水)
	第1次選考合格者(【大学3年生等を対象とした選考】を除く)	7月17日(金)	7月22日(水)
受験票交付 (交付の流れ)	<p>① 受験票がダウンロードできるようになった旨の電子メールが大阪府行政オンラインシステムに登録されたメールアドレス宛てに送信される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子メールの受信を制限している場合は「@gbox.pref.osaka.lg.jp」及び「@sbox.pref.osaka.lg.jp」からの電子メールが受信できるよう設定してください。</li> </ul> <p>② 電子メールに記載されたURLのリンク先から利用者ID・パスワードでログイン。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府行政オンラインシステムのマイページからでも確認できます。</li> </ul> <p>③ 受験票のダウンロード・印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票は、A4サイズで片面印刷し、各テスト受験当日に持参してください(テストごとに当日回収します)。</li> <li>・プリンターをお持ちでない方は、コンビニエンスストアのプリントサービスを利用するなど、各自でご対応をお願いします。</li> </ul>		

## 7 選考の日時・内容及び携行品

- (1) 選考の日時・集合時刻・選考会場等の詳細は、受験票に記載します(選考は大阪府内で実施します)。出願状況等により次表に記載した日時を変更することがありますので、必ず受験票の内容を確認してください。なお、**いかなる理由があっても、受験者からの申し出による日時・集合時刻・選考会場の変更は認めません。**
- (2) 第1次選考、第2次選考ともに、該当する選考区分・出願区分・校種等・教科(科目)に係るすべてのテストを受験した者を有効受験者とします。指定されたテストを一つでも受験しなかった場合は辞退として取り扱い、合否判定の対象となりません。また、受験しなかったテスト以降に行われるテストを受験することはできません。
- (3) 選考テストの内容に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- (4) 電卓等の計算機(携行品として指定した物を除く。)やスマートウォッチ、計算機能の付いた時計は使用できません。また、携帯電話等は時計代わりとしても使用できません。
- (5) 携帯電話や録画・録音機器などテストでの携行を指定していない機器を試験中に使用又は身に着けていることが判明した場合は失格とし、受験を無効とします。
- (6) 集合時刻に遅刻した者は、受験できませんので注意してください。必ず公共交通機関を利用して、選考会場に会場してください。なお、公共交通機関の不通・遅延によるときは、当該公共交通機関発行の遅延証明書の提出を条件に受験を認める場合があります。
- (7) **人身事故等による交通途絶時や台風などの非常災害時等に、選考の日時・内容等を変更する場合があります。試験直前まで、ご自身でP.32記載のポータルサイトを随時、確実にご確認ください。**

## <第1次選考(筆答テスト)>

【対象者】・【一般選考】<Ⅰ 一般対象者>及び【大学3年生等を対象とした選考】で出願した者

全校種等・教科(科目)				
テスト種類	実施日	予定時間	内容	携行品
筆答	令和8年6月13日(土) 【予備日】 令和8年6月14日(日)	9時30分～12時*1 【試験時間 90分】	教職教養、教育関連の法規、教育公務員の倫理(服務規律)、教育時事、思考力・判断力を問う問題(文章理解、判断推理、資料解釈、教務処理等)(30問 択一式)	・受験票 ・鉛筆(B又はHB) ・消しゴム ・時計

\*1 点字で受験する場合等については、終了時刻が1時間程度遅くなる場合があります。

## <第2次選考>

【対象者】・第1次選考において「合格」と判定された者(【大学3年生等を対象とした選考】を除く)・【一般選考】<Ⅱ 大学等推薦者><Ⅲ 常勤講師等経験者><Ⅳ 大学3年生等選考通過者>、【障がい者対象の選考】、【現職教諭対象の選考】で出願した者

## ■面接テスト

全校種等・教科(科目)				
テスト種類	実施日	予定時間	内容	携行品
面接	令和8年 6月下旬 ～9月上旬*2	9時～18時 指定する集合時刻から概 ね3時間(待機時間含む)	模擬授業*3 及び 個人面接	・受験票 ・ボールペン ・面接個票*3 ・資格要件等を証明する書類等(下表をご覧ください。)

\*2 いずれか1日を指定します。実施日・集合時刻・選考会場等は、受験票に記載します。

\*3 面接個票及び模擬授業のテーマはP.32記載のポータルサイトから確認してください(令和8年6月5日(金)に掲載予定)。なお、面接個票については、試験当日、原本1部と写し3部の計4部を提出してください。

### <資格要件等を証明する書類等>

※「出願に必要な免許状」の確認は面接時には行わず、合格後に行います。

#### ◎出願・加点区分に関するもの

選考区分	出願区分	加点区分	必要書類		
			取得済みの方	取得見込みの方	
一般選考	Ⅰ 一般対象者	A; B～L以外の者	なし		
		B; 社会人経験者	なし(合格後に確認)		
		D; 実習教員・寄宿舎指導員経験者	なし(合格後に確認)		
		E; 英語資格所有者	資格要件を証明する書類 (出願時に選択した英語資格要件を証する書類)	原本	「大学が発行する免許取得見込証明書等」 (中・高の英語免許所有を資格要件とする場合のみ) ※免許法認定講習・認定公開講座・通信教育の受講等の理由により発行を受けることができない場合は「中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」の普通免許取得見込確認書」(ポータルサイト掲載様式)
		F; 理科教育経験者	「プログラム修了証」又は 「研究業務従事経験又は受賞歴を証明できる書類」	原本	-
		G; 司書教諭資格所有者	「司書教諭講習修了証書」	原本	「司書教諭資格取得見込確認書」(ポータルサイト掲載様式)
		H; 看護師免許所有者	「看護師免許証」	原本	-
		I; 柔道整復師免許所有者	「柔道整復師免許証」及び「柔道整復師専科教員認定講習会修了証書」	原本	-
		J; 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士免許所有者	「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの免許証」	原本	-
		K; 社会福祉士・公認心理師・臨床心理士資格所有者	社会福祉士・公認心理師: いずれかの「登録証」 臨床心理士: 「臨床心理士資格登録証明書(IDカード形式)」	原本	-
		L; 日本語指導資格所有者	資格要件①: 「日本語教員養成課程等の修了の証明書」 資格要件②: 「修了証書」 資格要件③: 「日本語教員試験合格証書又は基礎試験合格証明書」 資格要件④: 「合格証書又は合格証明書」	原本	資格要件①: なし(合格後に確認)
		Ⅱ 大学等推薦者	なし ※出願期間内に大学等が「推薦書類送付票」、「推薦書」及び「成績内訳表」を提出		
		Ⅲ 常勤講師等経験者	なし(合格後に確認)		
		Ⅳ 大学3年生等選考通過者	なし		
特別選考	障がい者対象の選考	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「知的障がい者であることの判定書」又は「精神障害者保健福祉手帳」 ※出願時に交付申請中で面接テスト受験当日までに交付を受けた場合は原本とその写しも提出してください。	原本・(写し)	-	
特別選考	現職教諭対象の選考	なし(合格後に確認)			

#### ◎その他加点に関するもの

内容(該当者のみ)	必要書類	
	取得済みの方	取得見込みの方
特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点	「特別支援学校教諭普通免許状」又は「教育職員免許状授与証明書」	原本・写し 「大学が発行する免許取得見込証明書等」 ※免許法認定講習・認定公開講座・通信教育の受講等の理由により発行を受けることができない場合は「特別支援学校教諭普通免許取得見込確認書」(ポータルサイト掲載様式)
小学校・中学校教諭複合格免許状所有に係る加点	「中学校教諭普通免許状」又は「教育職員免許状授与証明書」 (国・社・教・理・保体のいずれかの教科)	原本・写し 「大学が発行する免許取得見込証明書等」 ※免許法認定講習・認定公開講座・通信教育の受講等の理由により発行を受けることができない場合は「中学校教諭普通免許取得見込確認書」(ポータルサイト掲載様式)

#### ◎特別免許状に関するもの

内容(該当者のみ)	必要書類
特別支援学校自立活動教諭(肢体不自由教育)の特別免許状の取得を前提として受験する者	「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの免許証」 原本

■筆答テスト及び実技テスト ※校種等・教科(科目)により確認する表が異なるため、次表を参照してください。

校 種 等	確認する表
中学校・中学部・高等学校・高等部(表②以外の教科)、養護教諭、栄養教諭、自立活動(肢体不自由教育)	表①
中学校・中学部(音楽、美術、保健体育、英語)、高等学校(音楽、美術、書道、保健体育、英語)、高等部(音楽、美術、保健体育、英語)	表②
小学校、小中いきいき連携、幼・小共通、小学部	表③

表① 中学校・中学部・高等学校・高等部(表②以外の教科)、 養護教諭、栄養教諭、自立活動(肢体不自由教育)				
テスト種類	実施日	予定時間	内容	携行品
筆答	令和8年 8月8日(土) 【予備日】 令和8年 8月9日(日)	9時30分～12時*4 【試験時間 90分】	出願した校種等・教科(科目)についての教科等専門テスト*5*6	<b>【共通】</b> ・受験票 ・鉛筆(B又はHB) ・消しゴム ・時計 <b>【技術】</b> ・三角定規一組 <b>【工業】</b> ・直定規(20cm程度、三角定規は不可)

\*4 点字で受験する場合等については、終了時刻が1時間程度遅くなる場合があります。

\*5 『中学部』『高等部』については、教科に関する問題及び特別支援教育に関する問題を出題します。

\*6 『高等学校』『高等部』の「地理歴史」及び「公民」については、地理歴史及び公民の両方の分野から出題します。

表② 中学校・中学部(音楽、美術、保健体育、英語)、 高等学校(音楽、美術、書道、保健体育、英語)、 高等部(音楽、美術、保健体育、英語)					
テスト種類	教科	実施日	予定時間	携行品	
筆答	音楽 美術 書道 保健体育 英語	令和8年 8月8日(土) 【予備日】 令和8年 8月9日(日)	9時30分～ 12時*7 【試験時間70分】	出願した校種等・教科(科目)についての教科等専門テスト*8	・受験票 ・鉛筆(B又はHB) ・消しゴム ・時計
	英語		13時～18時	・リスニング (筆答テスト時に実施) ・スピーチ及び英語による口頭試問	・受験票 ・鉛筆(B又はHB) ・消しゴム
	音楽			・ピアノ弾き歌い ・アルトリコーダー (いずれも曲は当日指定)	・受験票 ・アルトリコーダー
実技	美術	令和8年 8月23日(日)	9時～15時	描写・立体	<b>【美術・書道共通】</b> ・受験票 ・時計 <b>【美術】</b> ※エプロン等着用可 ・鉛筆(H～2B程度)、消具 ・水彩用具一式 (透明、不透明絵具のいずれも可。午前9時まで水入れに水を入れておいてください。) ・画板B3サイズ以上(カルトンも可)、クリップ ・カッターナイフ、はさみ ・直定規(30cm程度と60cm程度)、三角定規、コンパス
	書道	【予備日】 令和8年 8月30日(日)	9時～12時	「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の3分野における臨書、創作、目的や用途に即した表現	<b>【書道】</b> ※書作に適した服装 ・鉛筆(B又はHB) ・消しゴム・ぞうきん1枚 ・直定規(30cm程度) ・黒ボールペン(消せないもの) ・大筆、小筆 ・硯 ・墨(墨をする時間を設けないので、すってきてもよい。) ・文鎮 ・水差し ・下敷き(半紙用、条幅作品用(全紙))

テスト種類	教科	実施日	予定時間	内容	携行品
実技	保健体育	令和8年 8月19日(水) *9  【予備日*10】 令和8年 8月30日(日)	8時30分～ 18時00分  指定する集合時刻 から概ね6時間 (待機時間含む)	<b>【第1群】(必須)</b> 水泳(平泳ぎで25m、途中から泳法をクロール、背泳ぎ、バタフライのいずれかに変えて25m、計50mを泳ぐ。) <b>【第2群】(必須)</b> マット運動(倒立前転→伸膝前転→側方倒立回転→1/4ひねり→伸膝後転) <b>【第4群】</b> <b>(①～③から1種目選択)</b> ① 柔道(礼法、受け身、投げ技、固め技(抑え技)の中から当日指定) ② 剣道(素振り、基本打突) ③ ダンス(現代的なリズムのダンス(曲は当日指定))	<b>【共通】</b> ・受験票 ・ボールペン ・水泳帽、水着(5cm×8cmの白布に黒の油性ペンで受験番号を書き、水着の左半身の上部に縫いつけること。ゴーグル・耳栓の着用可能。) ・待機中に水着の上から着るシャツ、短パン等 ・運動できる服装(10cm×20cmの白布に黒の油性ペンで受験番号を書き、胸と背に縫いつけること。) ・体育館シューズ ・くつ袋 <b>【柔道選択者】</b> ・柔道衣(10cm×20cmの白布に黒の油性ペンで受験番号を書き、背に縫いつけること。) <b>【剣道選択者】</b> ・剣道衣、袴、手拭、防具一式、竹刀
		令和8年 8月23日(日) *9  【予備日*10】 令和8年 8月30日(日)	8時30分～ 16時30分  指定する集合時刻 から概ね6時間 (待機時間含む)	<b>【第3群】(必須)</b> ハードル走 <b>【第5群】</b> <b>(①～⑤から1種目選択)</b> ① サッカー ② ハンドボール ③ ラグビー ④ バasketボール ⑤ バレーボール  ※雨天の場合、内容を一部変更することがあります。	<b>【共通】</b> ・受験票 ・ボールペン ・運動できる服装(10cm×20cmの白布に黒の油性ペンで受験番号を書き、胸と背に縫いつけること。) ・体育館シューズ ・屋外用シューズ(スパイク・ポイントシューズ使用不可。) ・くつ袋

\*7 点字で受験する場合等については、終了時刻が1時間程度遅くなる場合があります。

\*8 『中学部』『高等部』については、教科に関する問題及び特別支援教育に関する問題を出題します。

\*9 「保健体育」を受験する者は、両日(令和8年8月19日、23日)ともに実技テストの受験が必要です。どちらか一方しか受験していない場合は、辞退として取り扱います。

\*10 交通途絶や非常災害等により予備日に実技テストを実施することとなった場合、実技テストの内容を一部変更することがあります。

表③ 小学校、小中いきいき連携、幼・小共通、小学部				
テスト種類	実施日	予定時間	内容	携行品
筆答	令和8年 8月8日(土)  【予備日】 令和8年 8月9日(日)	13時55分～16時30分*11  【試験時間 120分】	国語、算数、理科、社会、英語についての専門テスト(択一式)と小論文(500字程度)	・受験票 ・鉛筆(B又はHB) ・消しゴム ・時計

\*11 点字で受験する場合等については、終了時刻が1時間程度遅くなる場合があります。

## 8 選考の基準等

### (1) 第1次選考

筆答テストの得点及び加点(加点対象者のみ)の合計得点をもとに、合否を決定します。「大学3年生等を対象とした選考」は、筆答テストの得点をもとに選考通過者を決定します。

テスト種類	内容	主な評価の観点等
筆答	教職教養、教育関連の法規、教育公務員の倫理(服務規律)、教育時事、思考力・判断力を問う問題(文章理解、判断推理、資料解釈、数的処理等)(択一式)	・教員として、職務を遂行するうえで必要な教育に関する法規や理論、知識を習得しているか ・課題を解決するために必要な思考力・判断力を備えているか

(2) 第2次選考

面接、筆答、実技(対象校種等・教科のみ)の各テストの合計得点をもとに選考区分ごとに合否を決定します。\*1  
ただし、各テストの得点が一つでも基準に達しない場合は、不合格とします。

\*1 併願を希望している場合、出願校種等・教科(科目)が不合格で、かつ併願校種等・教科(科目)において合格者数が採用予定数に満たない場合にのみ判定します。(出願校種等・教科(科目)が合格の場合は併願校種等・教科(科目)では判定しません。)

テスト種類	内 容		主な評価の観点等
面 接	個人面接		<p>①教育を取り巻く状況や課題を理解しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育を取り巻く状況や課題を的確に把握しているか</li> <li>・その課題や問題を解決する自分なりの考え、あるいは方法を持っているか</li> <li>・問題解決のために、行動を起こしているか、あるいは起こしていけるか</li> </ul> <p>②教職について理解し、意欲をもって取り組む姿勢はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い目標を持ち、その実現に向けて、困難な状況においても克服しようと、最後まで粘り強く取り組むことができるか</li> <li>・自己の長所や短所を理解・分析しており、長所をいかし短所を克服・改善しようと努めているか</li> <li>・自らがめざす理想の教師像を持っており、その実現に向けて成長しようと、具体的に努力、自己研鑽しているか</li> <li>・面接全体をとおして、明確な教育観を持っており、教職に対する情熱や覚悟が感じられるか</li> <li>・子どもの多様性を受け入れながら、伝えるべきことをわかりやすく伝え、指導する力があるか</li> <li>・子どもを的確に理解し、寄り添いながら、ともに成長しようとする姿勢がうかがえるか</li> </ul> <p>③実践的なコミュニケーション能力を備えているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振る舞いや言葉遣い等、社会人としての常識をわきまえているとともに、行動や言動に誠実さが備わっているか</li> <li>・相手の目を見てしっかり話をすることができ、芯の強さが感じられるか</li> <li>・組織に従事する者としての高い倫理観と規範意識を持っているか</li> <li>・質問に正対した内容で自分の考えをまとめ、ポイントを絞って面接員が理解できるように表現しているか</li> <li>・自分の考えに固執せず、相手の意見に耳を傾け、尊重することができるとともに、協同して仕事に取り組む意義や重要性を認識しているか</li> <li>・状況、環境の変化や多様性を受け入れながら、臨機応変に自らを変革させることができるか</li> </ul>
	模擬授業		<p>①授業実践の基本的な力量が備わっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な声の大きさや話す速さで、児童生徒の方を向いて授業をしているか</li> <li>・与えられたテーマに沿った内容で構成された模擬授業をしているか</li> </ul> <p>②児童生徒の意欲を高め、関心を引きつけられるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の意欲を高め、関心をひきつけるための工夫やしかけがあるか</li> <li>・授業内容を理解させようと努力している姿勢があるか</li> </ul> <p>③児童生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員として相応しい適切な言葉で授業をしているか</li> <li>・対象学年等が考慮された言葉遣いで、ポイントを押さえた説明ができているか</li> </ul>
筆 答	小学校等*2 教科専門	択一式	・小学校等教員として必要な知識と教養を備えているか
		小論文	・社会的な背景や課題を把握しているか ・具体的かつ客観性のある内容を論理的に記述しているか
	中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭 校種等・教科(科目)別専門		・教員として必要な教科(科目)等の専門的な知識と教養を備えているか
中学部、高等部、自立活動 校種等・教科(科目)別専門		・支援学校教員として必要な教科(科目)等の専門的な知識と教養を備えているか	
実 技	中学校・中学部 ・高等学校・高等部 「英語」	リスニング	・聞き取り能力、内容把握
		スピーチ及び英語による口頭試問	・内容、応答の的確性、語彙・文法・表現、発音・イントネーション・リズム
	中学校・中学部 ・高等学校・高等部 「音楽」	ピアノ弾き歌い	・視唱力、視奏力、拍子感、基本的な発声、曲想を把握した表現の工夫
		アルトリコーダー	・視奏力、フィンガリング、拍子感、音色、曲想を把握した表現の工夫
	中学校・中学部 ・高等学校・高等部 「美術」	描写	・形の正確さ、構成力、表現力
		立体	・表現力、構成力、仕上がり程度
	高等学校 「書道」	「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の3分野における臨書、創作、目的や用途に即した表現	・字形、文字の大きさ、全体の構成、漢字と仮名の調和及び線質についての、表現の技能及び表現の工夫
	中学校・中学部 ・高等学校・高等部 「保健体育」	第1群(水泳)	・水中からのスタートの勢いとスムーズさ、スピード感、フォーム、呼吸の仕方
		第2群(マット運動)	・技の出来栄え、連続性
		第3群(ハードル走)	・ハードリングのスムーズさ、スピード、リズム
第4群(武道・ダンス)		・基本技能の達成度合い	
第5群(球技)		・基本技能の達成度合い	

\*2 小学校等とは、『小学校』、『小中いきいき連携』、『幼・小共通』及び『小学部』をいう。

### (3) 配点

- ① 第1次選考 筆答テスト 満点 150 点
- ② 第2次選考

選考テスト	満点	内 訳		
		面接テスト (個人面接/模擬授業)	筆答テスト	実技テスト
「面接テスト及び筆答テスト」によるもの	820 点	420 点 (315 点/105 点)	400 点	—
「面接テスト、筆答テスト及び実技テスト」によるもの	820 点		200 点	200 点
「面接テスト」によるもの	420 点		—	—

## 9 選考結果の発表

### (1) 時期及び方法

区 分	発表時期	発表方法
第1次選考	令和8年6月26日(金) 予定	・合格者の受験番号をP.32記載のポータルサイトに午前10時(予定)に掲載します(受験番号の見間違いに十分注意してください)。 ・結果通知書は、ポータルサイト掲載後、順次、大阪府行政オンラインシステムのマイページ上に交付します。
第2次選考	令和8年9月25日(金) 予定	

- ・「合格」とは、大阪府教育委員会が定める一定の基準に達したと判定されたことを意味します(第2次選考で「合格」した場合であっても、直ちに採用を意味するものではありません)。
- ・「大学3年生等を対象とした選考」において、第1次選考(筆答テスト)の得点で一定の基準を満たした者は「選考通過」として結果をお知らせします。
- ・第1次選考及び第2次選考で実施するテストを一つでも有効に受験しなかった場合は辞退として取り扱い、結果通知を送付しません(合否判定の対象となりません)。

### (2) 結果通知の内容について

第1次選考及び第2次選考の不合格者には、選考結果の総合順位・総合得点及び面接、筆答、実技の各テストの得点を結果通知書に記載し、お知らせします。ただし、面接、筆答、実技の各テストにおいて基準に達しないものがある場合は、その旨の記載と面接、筆答、実技の各テストの得点をお知らせします。

合格者又は選考通過者には、「合格」又は「選考通過」の結果のみお知らせします。

## 10 大学院への進(在)学者に対する採用保留制度について

R9テストの第2次選考に合格した者のうち、大学院(教職大学院を含む。以下同じ。)又は専攻科(大学に設けられたものに限る。以下同じ。)に進学又は在学中の者は、採用の保留を希望することができます。なお、保留期間及び保留要件は以下のとおりです。

### <保留期間>

- ① 令和8年度に大学院又は専攻科に進学し令和9年度に在学中の者：令和10年4月1日まで
- ② 令和9年度に大学院又は専攻科に進学する者：令和11年4月1日まで

### <保留要件>

- ① 令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テストの第2次選考に合格後、令和8年12月18日(金)までに、所定の方法(合格発表後にご案内します。)により採用の保留を希望する旨を申し出ていること。
- ② 保留期間内に、大学院又は専攻科の課程を修了し、R9テストで合格した校種等・教科(科目)の専修免許状を取得していること。
- ③ 令和9年4月1日までに、R9テストで合格した校種等・教科(科目)の「出願に必要な免許状」を取得していること。

### <留意事項>

- ・保留期間中は、大阪府教育庁・大阪府教育センターが実施する「合格者対象セミナー」に参加するなど、日々自己研鑽に努めてください。また、保留期間中に採用意向調査を行います。
- ・複数の免許状の所有要件を課した募集校種等・教科(科目)の場合は、「出願に必要な免許状」のいずれかの免許状の専修免許状を取得すること。なお、支援学校(幼・小共通、小学部、中学部、高等部)については、特別支援学校教諭専修免許状の領域は問いません。

## 11 勤務条件等

- (1) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時まで(高等学校の定時制課程(夜間)は、午後1時15分から午後9時45分まで)です。ただし、学校によって若干異なる場合があります。
- (2) 初任給(令和8年4月1日採用者)は、短期大学卒業者が小中学校：月額約291,000円、府立学校：297,000円、大学卒業者が月額約317,000円、修士課程修了者が月額約329,000円です。これらの月額は、給料+教職調整額(給料の5%) + 地域手当(給料+教職調整額の12.8%) + 義務教育等教員特別手当の合計額です(これらの月額は人事委員会勧告等を踏まえ変更される場合があります。)。また、経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。例えば、採用時27歳で採用される場合で、大学卒業後5年間、民間の法人格を有する企業で正社員として勤務していた場合は月額約342,000円です。
- このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。
- なお、60歳に達した日以降の採用者の給料月額は上記により計算された額の7割水準となり、諸手当は手当の種類により7割水準となるものがあります。
- また、令和7年4月1日付けの採用から、国又は他の地方公共団体の教育職員(府費負担教職員は除く。)から引き続き大阪府の教育職員に採用された場合であっても、退職手当に係る勤続期間及び期末手当・勤勉手当にかかる在職期間の通算は行いません(人事交流等、任命権者の求めにより採用された場合を除く。)
- (3) 各校種間で、必要に応じ人事交流が行われていますので、採用時の校種に限定することなく勤務先が変わる場合があります。

### <校種等別の勤務先>

校 種 等	勤 務 先
小学校	大阪府内の市町村立(大阪市立、堺市立、豊中市立、池田市立、箕面市立、豊能町立及び能勢町立を除く。以下「府内市町村立」という。)の小学校又は義務教育学校(前期課程)
小中いきいき連携	府内市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校(小学校教諭又は中学校教諭のいずれかで採用。人事異動に当たっては、いずれの校種も対象となります。)
中学校	府内市町村立の中学校若しくは義務教育学校(後期課程)又は大阪府立の中学校
高等学校	大阪府立の高等学校若しくは中学校又は東大阪市立の高等学校(全日制)若しくは岸和田市立の高等学校(全日制・定時制)*
支援学校 幼・小共通、小学部	大阪府立の支援学校(『幼・小共通』で採用された場合は、支援学校の幼稚部又は小学部のいずれかに勤務)
支援学校中学部	大阪府立の支援学校
支援学校高等部	大阪府立の支援学校
自立活動(肢体不自由教育)	大阪府立の支援学校
養護教諭	府内市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校、大阪府立の高等学校、中学校、若しくは支援学校、又は東大阪市立の高等学校(全日制)若しくは岸和田市立の高等学校(全日制・定時制)*
栄養教諭	府内市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は大阪府立の中学校若しくは支援学校

\* 市立高等学校の教諭(全日制)又は養護教諭として、東大阪市教育委員会又は岸和田市教育委員会に採用される場合があります。

## 12 採用について

- (1) 第2次選考合格者は、資格要件を証明する書類、その他採用手続きに必要な書類を指定する期日までに提出してください。また、勤務経験等が資格要件になっている者は、別途、在職証明書等を提出してください。「出願に必要な免許状」は原本を確認します。
- (2) 資格要件等を確認後、学校の欠員状況等を考慮し、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に採用を決定します（大学院への進(在)学者を対象とした採用保留制度の利用者を除く。）。
- (3) 受験資格等を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、出願内容等に虚偽の記入があった場合には、合格の取り消し又は受験を無効とすることがあります。
- (4) 採用手続き等のため、指定した日の合格者説明会に出席してください。また、採用手続き中に郵送又は電子メール、ホームページ掲載により案内する日時に健康診断を受診してください。なお、市町村立の『小学校』、『中学校』又は『義務教育学校』に配属される者は、市町村教育委員会が行うオリエンテーションに出席してください。各会場までの交通費は自己負担です（このオリエンテーションに出席できない場合でも、採用に影響を与えるものではありません。）。
- (5) 採用手続きを経たうえで大阪府教育委員会が採用し、勤務先はP.28に記載している「校種等別の勤務先」とおとりです。ただし、東大阪市立又は岸和田市立の高等学校（全日制）の場合は東大阪市教育委員会又は岸和田市教育委員会のいずれかが採用します。
- (6) 養護教諭又は栄養教諭は、第2次選考合格後に希望校種（養護教諭は、『小学校』・『中学校』・『義務教育学校』、『高等学校』、『支援学校』のいずれか、栄養教諭は、『小学校』・『中学校』・『義務教育学校』、『支援学校』のいずれか）を聞いたうえで配属先を決定します。ただし、必ずしも希望どおりになるとは限りません。
- (7) 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用し、その職名は「教諭(指導専任)」とします。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。
- (8) 採用から1年間（教諭（支援学校の幼稚部に限る）、養護教諭、栄養教諭においては6か月間）は条件付採用であり、その間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (9) 受験に際しての配慮事項（P.21 参照）は、採用後、大阪府教育委員会のほか、勤務先の学校・市町村教育委員会において人事情報として保有し、勤務先等において、合理的配慮の参考として活用します。
- (10) 合格者（採用予定者）を対象に、「合格者対象セミナー」を実施しています。このセミナーでは、学校現場及び教員の仕事を知り、教員として必要な心構えや、実践的な教育力を育むために必要な基礎知識等を身に付けることを目的に講義・演習を行っています。教員生活のスムーズなスタートに向けて、合格者のみなさんをサポートする講義内容となっていますので、積極的にご参加ください。実施内容や申込方法等については、第2次選考結果通知時や以下のホームページ等でご案内します。  
(参考) <https://www.osaka-c.ed.jp/category/karinavi/prenavi.html>
- (11) 『小学校』・『小中いきいき連携』・『支援学校（幼・小共通、小学部）』の合格者（採用予定者）は、合格発表後実施する「水泳に関する研修」を受けてください。詳細は合格発表後にお知らせします。

## 参考（関係法令等）

### 〔 地方公務員法 〕

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 〔 学校教育法 〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 〔 地方公務員法 附則（平成11年12月8日法律第151号） 〕

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

### 〔 学校教育法 附則（平成11年12月8日法律第151号） 〕

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

### 〔 民法の一部を改正する法律 附則（平成11年12月8日法律第149号） 〕

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

- 2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。
- 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

### 〔 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 〕

第2条（略）

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

### 〔 所有免許状について 〕

- (1) 「出願に必要な免許状を所有すること」とは、令和9年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していることを意味し、令和9年4月1日までに確実に普通免許状を取得できることを含みます（「大学3年生等を対象とした選考」は除く。）。  
※令和8年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭普通免許状を取得しようとする場合は、令和9年4月1日までに養護教諭普通免許状を取得見込みであってもR9テストを受験することはできません。
- (2) 令和9年4月1日時点で普通免許状が有効でない場合や、取得見込みで受験した者が令和9年4月1日までに出願に必要な普通免許状（授与年月日が令和9年4月1日付けのものを含みます。）を取得できなかった場合には、R9テストの各選考で合格した場合であっても合格を取り消します（採用時期が令和9年4月2日以降の場合においても同様です。）。  
※「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号。以下「改正法」という。）が成立（令和4年5月18日公布、同年7月1日施行）し、普通免許状及び特別免許状が有効期間の定めのないものとされ、更新制に関する規定が削除されました。また、改正法の施行の際現に効力を有し、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、改正法の施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置が設けられました。本改正に伴い、令和4年7月1日時点で有効な免許状（「休眠状態」のものを含む）は、手続きなく有効期間の定めのない免許状となります。また、施行日（令和4年7月1日）前に有効期限（修了確認期限日、又は有効期間の満了の日）を超過し、免許状が失効している場合は、再授与申請が必要となります。免許状が「休眠状態」の場合は、再授与申請は不要です。なお、「休眠状態」とは、旧免許状所持者で、①教員等として勤務したことがない者、②有効期限と同日に、自己都合・勸奨により退職した者、③有効期限の日に現職の教員等でなかった者のことを指します。  
※栄養教諭の普通免許状を取得するにあたり、当該免許状の基礎資格となる栄養士免許を令和9年4月1日までに取得する場合であっても、栄養教諭普通免許状を令和9年4月1日までに取得できなかった場合には、R9テストの各選考で合格した場合であっても合格を取り消します。
- (3) 特別支援学校教諭普通免許状について領域は問いません。ただし、特別支援学校自立活動教諭普通免許状を除きます。
- (4) 「出願に必要な免許状」の種類（専修、一種、二種）は問いません。ただし、【一般選考】〈Ⅱ 大学等推薦者〉を除きます。

### 教員採用選考の合格者数・倍率等の推移

		R4	R5	R6	R7	R8
小学校	採用予定数	500	460	300	450	700
	志願者数	1,760	1,630	1,462	1,431	1,549
	受験者数	1,574	1,474	1,298	1,262	1,337
	合格者数	470	473	432	472	710
	最終倍率	3.3	3.1	3.0	2.7	1.9
小中いきいき連携	採用予定数	-	-	-	-	-
	志願者数	95	90	98	73	63
	受験者数	91	84	89	66	58
	合格者数	49	50	30	33	40
	最終倍率	1.9	1.7	3.0	2.0	1.5
中学校	採用予定数	410	400	250	300	600
	志願者数	1,792	1,834	1,662	1,520	1,617
	受験者数	1,611	1,640	1,514	1,300	1,389
	合格者数	371	388	265	316	594
	最終倍率	4.3	4.2	5.7	4.1	2.3
高校	採用予定数	330	200	210	230	250
	志願者数	1,969	1,808	1,686	1,533	1,554
	受験者数	1,689	1,536	1,453	1,315	1,313
	合格者数	337	174	221	247	247
	最終倍率	5.0	8.8	6.6	5.3	5.3
支援学校 (幼小共通・小学部)	採用予定数	90	90	90	90	90
	志願者数	274	264	267	265	262
	受験者数	241	233	244	228	225
	合格者数	88	87	91	94	91
	最終倍率	2.7	2.7	2.7	2.4	2.5
支援学校 (中学部)	採用予定数	50	60	60	60	70
	志願者数	174	157	171	149	200
	受験者数	159	141	148	124	172
	合格者数	44	44	30	40	60
	最終倍率	3.6	3.2	4.9	3.1	2.9
支援学校 (高等部)	採用予定数	100	50	50	50	60
	志願者数	181	136	109	125	153
	受験者数	167	119	101	99	128
	合格者数	75	25	31	53	54
	最終倍率	2.2	4.8	3.3	1.9	2.4
自立活動教諭	採用予定数	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
	志願者数	0	1	2	2	0
	受験者数	0	1	2	※	0
	合格者数	0	1	1	0	0
	最終倍率	-	1.0	2.0	-	-
理療	採用予定数	若干名	-	-	-	-
	志願者数	10	-	-	-	-
	受験者数	9	-	-	-	-
	合格者数	1	-	-	-	-
	最終倍率	9.0	-	-	-	-
理学療法	採用予定数	-	-	若干名	-	-
	志願者数	-	-	2	-	-
	受験者数	-	-	2	-	-
	合格者数	-	-	1	-	-
	最終倍率	-	-	2.0	-	-
養護教諭	採用予定数	25	25	40	40	30
	志願者数	430	407	432	484	505
	受験者数	372	362	394	408	429
	合格者数	23	25	48	34	30
	最終倍率	16.2	14.5	8.2	12.0	14.3
栄養教諭	採用予定数	10	10	10	10	10
	志願者数	115	114	106	98	91
	受験者数	95	98	89	87	78
	合格者数	9	10	13	8	10
	最終倍率	10.6	9.8	6.8	10.9	7.8
合計	採用予定数	1,515	1,295	1,010	1,230	1,810
	志願者数	6,800	6,441	5,997	5,680	5,994
	受験者数	6,008	5,688	5,334	4,889	5,129
	合格者数	1,467	1,277	1,163	1,297	1,836
	最終倍率	4.1	4.5	4.6	3.8	2.8

※受験の無効1名により、第1次選考合格者発表時の数値と異なります。

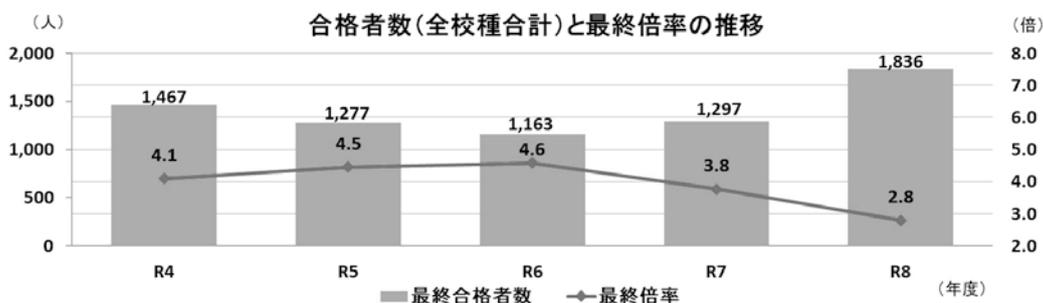
・令和4年度から令和6年度の受験者数は、第1次選考受験者、第1次選考免除で第2次選考を受験した受験者及び第1次・第2次選考免除で第3次選考を受験した受験者の計です。

・令和7年度以降の受験者数は、第1次選考受験者と第1次選考免除で第2次選考を受験した受験者の計です。

・小中いきいき連携の採用予定数は小学校に含めています。

・合格者数には、併願による合格者を含みます。

・併願合格者も含む倍率のため、併願合格者を除く合格者に対する倍率とは異なる場合があります。



## 【非常災害時等の対応】

人身事故等による交通途絶時や台風などの非常災害時等に、選考日程や内容の変更等を行う場合は、大阪府公立学校教員ポータルサイトでお知らせします。

## 【大阪府公立学校教員ポータルサイト】

教員採用選考テストに関するお知らせはポータルサイトに掲載しますので、出願される方は、随時ご確認ください。

<https://www.kyoin-pref-osaka.com>

大阪府 教員ポータルサイト

検索



## 【問い合わせ先】

府民お問合せセンター「ピピっとライン」

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

(平日午前9時から午後6時まで 土日祝日休み)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/fumin/occ/index.html>



## 【受験説明会を開催します！】

- 日時 令和8年3月15日(日)  
【午前の部】10:00~12:00  
【午後の部】13:30~15:30
- 場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター)
- 内容
  - ・教員志願者へのメッセージ
  - ・教員採用選考テストについて  
(筆答テストの出題傾向及び面接テストにおける主な評価の観点など)
  - ・現職教員によるパネルディスカッション
  - ・個別相談会

### ■申込みフォーム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/708c39be-dd11-489e-8f15-132510c89333/start>



## 【公式 SNS】

教員採用選考テスト等の情報を発信しています。是非フォローしてください。

Instagram



@kyoin\_pref\_osaka

X (旧 Twitter)



@osakafu\_kyoin

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課

この受験案内は12,000部作成し、一部あたりの単価は約20円です。